

令和8年第2回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和8年6月5日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 4 七原 剛 |
| 5 加藤弘文 | 6 今泉吉人 | |
| 8 田中邦利 | 9 原田直幸 | 10 金田敏行 |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 山口伸彦

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	関谷 恭	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	今泉 宏	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	松井秀和	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	後藤京三	教育課長	下平 功
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 米倉和彦

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 今泉吉人議員

(1) メガソーラーの環境破壊について

(2) 福祉施設の選挙権の行使について

2 田中邦利議員

(1) 今こそ平和行政の推進を／平和行政の取り組みについて

(2) 町所有マイクロバスの車検切れ運行について

3 加藤弘文議員

(1) 高齢者の社会参加に向けた支援について

- (2) 学校等の校外学習や部活動での移動手段について
- 4 村松一徳
 - (1) 防災・減災に関する対応について
- 5 七原剛議員
 - (1) きららの森ビジターセンターの整備について
 - (2) 設楽町のサイバーセキュリティについて
- 6 原田直幸議員
 - (1) 田口高校魅力化について
 - (2) 上下水道事業の整備状況について
- 日程第 6 承認第 2 号
専決処分の承認について
- 日程第 7 報告第 2 号
令和 7 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 3 号
令和 7 年度設楽町簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 9 報告第 4 号
令和 7 年度設楽町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 10 報告第 5 号
設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 日程第 11 議案第 41 号
設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 議案第 42 号
設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 43 号
設楽町町営バス待合所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 44 号
設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 45 号
令和 8 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 46 号
令和 8 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。沖縄地方から近畿地方まで梅雨入りに入りました。東海地方も梅雨入り間近となりましたが、皆様健康には留意してください。

本日は皆様とましーな議会ということで、とましーなシャツでの御出席いただきましてありがとうございます。また、執行部の皆様にも御協力いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、令和8年第2回設楽町議会定例会第1日目を開会いたします。

なお、本日、山口議員におかれましては、親族の御不幸がありましたので、欠席届が出ておりますので、御承知おきください。

これから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議会議事日程を議会運営委員長より報告願います。

6 今泉 おはようございます。令和8年第2回定例会第1日の運営について、5月29日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1日程第2は、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」は、議長より、例月出納検査結果、陳情書の取扱いについての報告があります。

日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。

日程第5「一般質問」は、本日6名が一般質問を行います。質問は受け順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。なお、質問方法は一括か一問一答かをお知らせください。

本日提案されている案件は、町長提出11件です。

一括上程する議案は、日程第7報告第2号から日程第9報告第4号の3議案、日程第12議案第42号から日程第13議案第43号の2議案、日程第15議案第45号から日程第16議案第46号の2議案です。

そのほかは順次1件ごとに上程します。

詳細は御手元に配付の議案等審議一覧のとおりです。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番七原剛君及び5番加藤弘文君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本定例会の会期は本日から6月16日までの15日間としたいと思います
が、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、会期は15日間と決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果について報告をします。

監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納
検査の結果について、令和8年5月実施分の結果報告が出ております。事
務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、陳情書の取扱いについて、御手元の議事日程に配付してあります
とおり、陳情11件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、
陳情受理番号4番、6番、12番、13番を文教厚生委員会に付託することに
決定しました。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さんおはようございます。大変お聞き苦しい声で申し訳ありません。

本日議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、6月議会
定例会初日の開催にあたりまして、御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

ちょっと前ですね、6月2日から3日にかけて、例年より早く台風が発
生しましたが、足早に太平洋沿岸を通過し、当町では一時的に、雨風が強
くなりましたが、警報発令までには至らず安堵をいたしたところでありま
す。非常時の備蓄品の確認や避難経路の再確認など、御家庭での防災対策
を見直していただけるよう、周知をしまいたいというふうに思ってお
ります。

それでは行政報告をさせていただきます。

初めに、国県への要望状況について申し上げます。5月14日に設楽ダム
関連で中部地方整備局に要望いたしました。続いて5月18日、同じく設楽

ダム関連で国土交通省及び財務省へ要望してまいりました。そして先日 6 月 2 日には、これも設楽ダム関連で、愛知県知事のところに要望に行ってまいりました。また、この 6 月 10 日ですが、北設情報ネットワーク民間移譲の関連で総務省に要望しに行く予定になっております。そして、6 月 26 日には、昨年、皆さんともやりましたが、今年度も議長、副議長とともに愛知県へ設楽町総合要望をしてまいります。

次に、プレミアム商品券についてであります。6 月 1 日から、プレミアム商品券を発売を開始いたしました。きのう現在ですね、6 月 4 日現在、2 万冊販売予定であります。1 万 6237 冊売れたということです。残りが 3763 冊ということだそうです。ぜひお買い求めいただき、町内消費の喚起に御協力をいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。なお、使用期限は例年とちょっと違って早いので、令和 8 年 11 月 30 日となっておりますので、期限内に御使用していただくように、私ども周知をしてまいりたいというふうに思います。

本日は 6 名の議員による一般質問に続き、繰越計算書に係る報告 3 件、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定 1 件、条例改正 4 件、一般会計補正予算 1 件、国民健康保険特別会計補正予算 1 件を上程させていただきました。

慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、定例会の審議先立ち行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 行政報告が終わりました。

議長 日程第 5 「一般質問」を行います。質問は受け付け順とし、質問時間は答弁を含め 50 分以内とします。

初めに、6 番今泉吉人君の質問を許します。

6 今泉 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

方法は一問一答方式です。よろしくお願いいたします。

件名、メガソーラーの環境破壊についてから行います。

今回、私はこの件名で一般質問をしますので、よろしくお願いいたします。

ここ数年来、CO₂の影響から、世界的な温暖化が進んでおり、日本の気候も気象庁が本年度から気温 40 度以上に達すると、酷暑日に改正する報道がなされました。それにより、高齢者は温度調整が難しくなり、夏の暑さ、冬の寒さの調整ができなくなると言われています。それには自己管理が必要と思いますが、高齢化が進むと体温調整もできなくなり、夏場は自宅内

でも新陳代謝の影響を受け、熱中症に陥ると言われています。これは専門家や医師も言っています。

このような状況下で、これからどのような対応策を考えなければならぬか。インターネット等で調査いたしました。

設楽町においても少子高齢化が進んでおり、子育て世代によっては、設楽町も子育てしやすい環境を整えて、安心して出産、育児、教育等を支援し、充実していると思いますが、高齢者世帯、特にひとり住みの家庭では、福祉、経済面を考えると、大変厳しい状況が懸念されます。

今回のように、本年は、先ほど申しましたように、温度差の変化により、その生活基盤が崩れさるのではないかと考えられます。

そこで、現在、どこの自治体の管内においても、CO₂の対策でメガソーラー発電が普及している、いろいろな弊害が発生してくるようです。メガソーラーとは、主に1メガワット、1000キロワット以上の発電能力を持つ大規模な太陽光発電施設のことを指すと言われ、一般家庭およそ100から1,000軒分の電力を賄う規模で、再生可能エネルギーの一種として注目を浴びております。

これに対して、太陽光発電にあつては、太陽光を電気に変える発電方式全般を指す用語である。つまり、メガソーラーは太陽光発電の一種であるが、規模と用途（事業用、売電用）が大きい点が特徴であります。これらは業者が山林や農地、耕作放棄地を含むを転用して、各自治体の管轄内を選定し、その目的を達成しています。

これも、専門家の発言であります。それ本体のパネル外面温度は、通常40度から80度に達し、各自治体の動植物、山林等や住民の生活環境の基盤を崩すと言われています。環境に優しいとされるメガソーラーですが、森林を伐採して設置するのは本末転倒だ。景観が損なわれ、気持ちが悪い。災害リスクが高まる。夏場は暑くて生活ができなくなる等、強い反対意見も数多く上がっています。

また、太陽光パネルの変電設備から発生する電磁波の影響で、人体に与える影響も、不安視をする住民も存在し、長期的な健康被害を心配していると言われています。

それには慎重な計画と地域住民の丁寧な説明が必要不可欠です。

このように、メガソーラー自体はCO₂削減に貢献するメリットもあるようですが、その反対のデメリットがあることから、設置前から住民説明会や行政への陳情等が行われるケースもあるそうです。近隣自治体、豊川、新城管内にも大がかりなメガソーラーが設置しており、住民から「暑くてたまらない、何とかならないか。」「人畜等に被害がおきたらどうするの。」

等の声が聞かれました。設楽町においても、名倉、津具等の一部に太陽光発電が設置されているのが見受けられます。今のところ具体的な苦情等は耳に入ってきてませんが、本年度はオゾン層の影響を受け、夏場は酷暑になる可能性がある。何らかの対策が必要と思います。

以上のことから、下記の質問をいたしたいと思います。

1、メガソーラーは環境にやさしいというキャッチフレーズが売込みになっていますが、大阪市が物流施設の屋根上に設置されていたメガソーラーのパネルが台風の強風によって、破損、飛散し、何らかの原因で内部から悪化したと。太陽光パネルの損傷の写真が登録されていました。このような災害とも言われる事案を、町はどのようにとらえるかお聞きしたいと思います。

強風によって飛んだ対応パネルは非常に危険であり、重量があるパネルが家屋にぶつかるだけでなく壊れても発電を続けているようです。近づいたり、触ったりすると感電するとも言われております。これらのことを考え、町は、この実態をどのように設楽町民に享受し伝えるかお聞きしたいと思います。

あとは質問席に戻ります。

〔今泉吉人議員、質問席へ移動〕

生活課長 それではよろしく申し上げます。

太陽光発電施設については、再生可能エネルギーの普及や脱炭素化の観点から導入が進められておりますが、一方で、近年の台風や豪雨等により、パネルの飛散や設備損傷、火災等が発生した事例が報道されていることは承知しております。

また、破損した太陽光パネルについては、日光が当たることで発電を継続する可能性があり、状況によっては感電等の危険性があるため、国においても注意喚起が行われております。

町といたしましては、このような災害リスクについて十分認識しており、今後、町内で大規模太陽光発電施設の計画等が確認された場合には、関係法令や安全基準への適合状況、強風・豪雨等を想定した安全対策、維持管理体制、災害発生時の対応計画等について確認を行うとともに、災害等が発生した場合には事業者へ適切な対応を求めてまいります。

また、住民の皆様に対しても、国や関係機関の情報等を踏まえながら、必要な注意喚起や情報提供に努めてまいります。以上です。

6 今泉 ただいま御答弁のとおりだと思います。破損したパネルは、私も調査したところ、大変危険であることを再認識いたしました。

続いて質問いたします。

専門家から地盤を切裂く太陽光発電は自然に弱く、大雨等による大規模な土砂災害が発生し、多くの犠牲者が出た事例が、熱海市で発生していることも紹介されております。このような土砂災害になったことについて、町はどのように思われるかお聞きしたいと思います。

生活課長 メガソーラー施設については、全国的に大雨時の土砂流出や斜面崩落等が問題となった事例が報告されております。特に森林を伐採し造成を伴う開発については、排水計画や法面保護が不十分である場合、災害リスクが高まるとの指摘もあります。

町といたしましては、住民の生命・財産の安全確保を最優先と考えており、今後、町内において大規模太陽光発電施設の計画が確認された場合には、関係法令に基づく許認可状況の確認、愛知県等関係機関との連携、防災面・排水計画等の確認、必要に応じた事業者への指導・助言、それぞれを行い、災害防止にも十分配慮するよう求めてまいります。以上です。

6 今泉 設楽町の名倉地内に、メガソーラー施設が1か所あります。これは森林を伐採し造成しており、土砂流出で災害リスクも高まると思います。これはいけないと思いますので、よろしくお願いします。

続いて行います。

3番目、メガソーラーを推進すると環境破壊が懸念が高まり、森林伐採による景観の損失と、生態系等の悪影響が認められ、さらに日射条件や水の流れが変化し、周囲の環境のバランスが崩れる可能性があると言われてます。さらにメガソーラーは、パネル温度が40度から80度になると言われており、生活環境が困難を期すと言われてます。

このような状態が懸念されますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

生活課長 メガソーラー設置に伴う森林伐採や景観への影響、生態系への配慮等につきましては、全国的にもさまざまな意見や懸念があるものと認識しております。また、太陽光パネルは日射条件等により高温になる場合がございますが、一般的には設計基準や安全基準に基づき設置されているものと承知しております。

町といたしましては、景観への影響、周辺環境との調和、防災面、生活環境への影響等について、総合的に考慮する必要があると認識しております。今後、具体的な事業計画が確認された場合には、法令や各種基準への適合状況を確認するとともに、事業予定者には建設前の住民説明会等で十分説明していただき、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮を求めてまいります。以上です。

6 今泉 設計基準等安全基準は設置しておると思いますが、建設前に、今、住

民説明や生活環境を事業者の方が、知らせるつちゅう義務があると思います
が、これをやってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて行います。太陽光発電施設の変電施設等からは発生する電磁波について、不安の声があることは承知しております。一方で、現時点において、ごめんなさい。間違えました。もう一回読みます。メガソーラーは変電設備から電磁波が発生し、住宅地や学校の近くに設置されていると電磁波の影響を受け、住民が不安を抱く声があると言われています。この点をどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

生活課長 それでは回答いたします。太陽光発電施設の電磁波については、不安の声があることは承知しております。それで一方で、現時点において、国の関係機関等では、通常の設置・運用がなされている太陽光発電施設の設備から発生する電磁波について、直ちに人体へ重大な影響を与えるというような統一的な見解は示されておられません。

町といたしましては、今後、町内で計画等が確認された場合には、国や専門機関の知見、関係法令等を踏まえながら、必要に応じて業者へ適切な説明を求めるなど、住民不安の軽減に努めてまいります。以上です。

6 今泉 そのとおりですので、よろしくお願いいたします。

続いて行います。もしメガソーラーが設楽町管内に大規模 1,000 平方メートル以上の設置が計画されていることが、町側の耳に入った場合、町はどのような手続きと、対応策を考えているかお聞きしたいと思います。

生活課長 お答えします。設楽町では、「設楽町土地開発行為に関する指導要綱」を制定しており、開発区域の面積が1,000平方メートルを超える開発行為に関する指導を事前に行っています。町内において、1,000平方メートルを超える大規模な太陽光発電施設の設置計画に関する情報が確認された場合には、まず事業内容や関係法令上の手続き状況等について情報収集を行います。その上で、愛知県等関係行政機関との協議、防災・環境面の確認、必要に応じた事業者への説明要請、地域住民への情報提供等を行い、地域への影響を十分考慮しながら、指導・対応してまいります。

また、関係法令や条例に基づき、必要な手続きが適切に行われるよう確認してまいります。以上です。

6 今泉 地域の環境等を考慮して、事業者に指導をしてもらうよう、よろしくお願いいたします。

続いて行います。メガソーラーの設置業者がパネル等の耐用年数がきた場合、そのパネル等の廃棄をしなければならないと思います。同パネルは有毒とも言われるとおり、土中に埋めると土壌汚染につながるため、業者に適切な指導が認められると思います。

業者任せで、町が関与を否定するかもしれませんが、もし何らかの原因で、町民並びに消費者に弊害が及んだ場合、環境破壊となりうる可能性から、町はどのような行政指導をするか、お聞きしたいと思います。

生活課長 太陽光パネルについては、使用後に適切な処理を行う必要があり、廃棄物処理法等の関係法令に基づき、適正処理されるべきものと認識しております。また、破損や不適切な処分が行われた場合には、環境への影響が生じる懸念も指摘されていることから、町といたしましては、今後、町内で事業計画等が確認された時点で、関係法令の遵守、適切な維持管理、廃止後の処理計画、周辺環境への配慮について確認を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、適切な対応をとってまいります。

また、万が一、周辺住民や環境へ被害等が発生した場合には、関係機関と連携の上、状況把握及び必要な対応に努めてまいります。

議員がおっしゃるとおり、寿命を迎えた太陽光パネルが大量廃棄される時期（2030 年～2040 年頃）が迫っており、有害物質の処理や資源循環が課題とされています。設楽町といたしましても、国、県とともにこの問題について検討していきたいと考えております。以上です。

6 今泉 今答弁いただいたとおり、パネルの廃棄は業者任せになると思いますが、間違っても山林等にパネルを埋めるようなことがあってはならないと思います。そうすると、土壌汚染につながるので、恐れがあるので懸念をいたします。どうかよろしくお聞きしたいと思います。

続いて再質問したいと思います。太陽光メガソーラーの発電の関連についてをお聞きしたいと思います。太陽光発電等は水没、浸水、破損等の状況で光が当たれば、高電圧を発し得るため、復旧現場やモジュール（太陽光パネルへの接近、接触は直ちに感電、発火、有害ガスの発生リスクに直結する。経済産業省及び産業保安監督部の通達は、台風、洪水等の現場で見た目はとまっても発電しえる）という、物理的な法則を前提に行動せよと周知しており、素手接触の禁止、絶縁防具の使用、周囲への喚起、当局への通報を即応措置として求めています。現場の実害は感電だけではなく、蓄電システム、バッテリーにおける発熱、発煙、発火、有害ガスの複合ハザードで、破壊、粉碎などの介入は危険を増す。復旧を急ぐ善意が最大の事故原因になりえることを受け止め、オペレーション関連、科学ハザード前提で再設計をする責任があると規定されています。以上のことから、設楽町には現在太陽光メガソーラーの発電はどのぐらい設置しているかお聞きしたい。

太陽光発電とモジュールは光が当たれば回路が 1 基 300 ボルト超の電圧を生成し、水没破損状況でも導通箇所が露出過ぎると接触で感電し、生命

に危険が生じると言われています。

設楽町もいつ台風や集中豪雨に襲われ、太陽光発電等の高い浸水粉砕等の被害が発生するか懸念を生じます。

これらのことを踏まえ、町は、太陽光メガソーラーの対策と、住民への安心安全を確保することは、必要と思われます。町としての見解並びに事業者や住民等への指導体制をお聞きしたいと思います。

生活課長 町内に設置されている太陽光発電設備の件数や規模については、10キロ未満の住宅用設備から事業用設備まで多数あり、全てを町が把握しているわけではありませんが、先ほど回答させていただいた土地開発協議が必要な比較的規模の大きな太陽光発電の施設については、平成23年からの数字になりますが、23件あることを把握しております。そのうちメガソーラーの施設については、先ほど議員がおっしゃられたように1件、確認しております。

また御指摘のとおり、太陽光発電設備は、破損、浸水、水没した場合であっても、光が当たることにより、発電を継続する可能性があり、感電などの危険性があることについて、経済産業省及び産業保安監督部から注意喚起がなされております。特に災害時には、破損した太陽光パネルや配線に触れないこと、水没した設備には近づかないこと。異常を発見した場合には、消防、警察、電気保安機関に連絡することなどが国から示されておる状況です。

町といたしましても、近年の台風や集中豪雨などの激甚化を踏まえ、住民への安全確保は重要な課題であると認識しております。台風シーズン前や災害時に町防災アプリや広報無線などを用いた注意喚起の実施について検討し、住民の安全確保に努めてまいります。

事業者に対しては、設備の適切な維持管理、防災対策、災害発生時の迅速な対応などについて必要に応じて関係機関と連携しながら適切に対応を求めています。以上です。

6 今泉 1 番の質問事項と重複するかもしれませんが、パネル等が光に当たれば300ボルト超の電力が発生すると言われています。素手などで触ると生命に危険が生じることがあると思いますので、注意が必要だと思います。よろしく願いいたします。

続いて行います。経済産業省、産業保安監督部などは復旧など、作業上の注意点を関係自治体に周知済みと言っています。町は設楽町の住民に対して、周知した現場統制を住民への警告する役目があると思います。どのような手順で住民に徹底をするのかお聞きしたいと思います。

生活課長 町といたしましても、災害発生時における住民の安全確保は重要で

あると考えており、日頃から町ホームページや広報誌などを用いて、住民への注意喚起を行っていきたいと考えております。以上です。

6 今泉 住民の安心安全の確保をよろしくお願いいたします。私の所感としては、太陽光発電等はメリットデメリットがある。いろいろと精査した結果を踏まえ、生態系並びに生活環境を干渉するのではないかと結論を得られました。太陽光発電はいかながなものと懸念いたしております。以上でこの件については終わりたいと思います。

続いて行います。福祉施設の選挙権の行使についてお伺いしたいと思います。福祉施設の選挙権については、設楽町の昨年末から本年度にかけて、国政並びに地方選挙が行われた選挙は、令和7年7月参議院、同年10月設楽町長選、令和8年2月衆議院選の3回ありました。来年、令和9年には統一地方選挙が行われます。これらの各選挙に伴い、設楽町に存在する施設に入居している入居者の選挙の投票の権利についてお尋ねいたします。

現在設楽町施設には1 愛厚ホーム設楽苑、2 グループホーム設楽の家、これは2件あります。名倉と。それから4番目で老人ホーム宝泉寮、それから5番目でキラリンと一ぷがあります。この5か所に施設があります。これらの施設での各選挙の施設に入居されている選挙の投票の権利について、同施設の責任者からお話を聞きました。

最初に愛厚ホームから説明します。現在の入居者は110名、2階高齢者60名、1階障害者50名であり、特別養護老人ホームで重度の人が多ことから、投票所へ行くことが困難な利用者のために県に不在者投票施設として登録していることを聞いています。このことから、選挙の際は、役場から投票に関する通知が施設に直接届くシステムであり、その通知を受け入居者に投票の意思を確認し、希望者を役場に通知、そうすると役場から投票用紙が事前に交付されるようです。投票の当日は、役場の職員が立会い、候補者名簿を掲示し、プライバシーに配慮した状況で投票が行われます。そして投票した用紙は封筒に入れて職員が回収し持ち帰るようです。

グループホームの場合は、比較的自立して歩ける入居者も多いため施設に不在者投票施設で登録されてないようです。その場合は、通知は、個人の自宅住所（空き家など）に送られ、投票が困難を期す場合もあることを聞いています。投票は個人の意志と家族の協力に依存し、施設としては特別な送迎や不在者投票のサポートは実施してないと聞いています。

老人ホーム宝泉寮は、住民票を施設に移している入居者は、役場から選挙に関する通知文書が届くことから、そういうシステムから、愛厚ホ

ーム、グループホームなどが同様であることがわかりました。選挙は投票日に職員が投票所への送迎するという投票の機会が確保されているようです。一方で、住民票が、元の住所に残している入居者は、施設側から投票に関する情報提供や介入は行われていないようです。したがって、宝泉寮は、選挙権行使の機会が失われ、本施設の認識は（住民票の所在は、個人の問題）という考えになっています。従って、選挙に関しては積極的な働きかけは行われていない。

キラリンと一ふは、入居者52名で入居者の属性は、身体、知的障害を有し一人では出歩けないため、介助が必要であり、自家用車の移動手段なし、施設として選挙の投票所送迎の前例なしのようです。したがって、入居者への通知と住所の断絶、家族支援の希薄化、施設のオペレーション等の未整備で投票希望者への援助意向はあるが、送迎、不在者投票、役場連携の標準化がないと言っていました。以上のことから下記の質問いたします。

1 愛厚ホームの施設に入居されている方々の、国政選挙や地方選挙での投票は、選挙投票日に役場職員が出向き投票依頼などを行っているようですが、具体的に、不在者投票の有無や、投票に関し、どのような手続きをして投票依頼をしているのかお聞きしたいと思います。

総務課長 選挙に関する御質問ですので、選挙管理委員会事務局の書記長であります総務課長から回答をさせていただきます。

初めに、愛厚ホームにおいて「具体的にどのような手続きをされているのか」でありますけれども、愛厚ホームは、今泉議員がおっしゃるとおり、不在者投票施設でありますので、不在者投票施設での通常の手続きについて、御説明させていただきます。まず初めに、市町村選挙管理委員会を経由して愛知県へ指定の申請を届け出ます。その後、愛知県で審査があった後、不在者投票施設に指定されております。その後、施設長は、入居者から投票の依頼があった場合には、施設長が施設入居者分の依頼を取りまとめて、入居者の名簿登録地の選管へ請求書を提出いたします。請求書の内容に基づきまして、名簿登録地の選管から請求分の投票用紙等が施設長へ交付されて、施設長は、公示日の翌日から期日前日までの間に投票を実施します。その後、町のほうにですね、投票用紙等の送致をされるということになっております。以上が、大まかな流れとなります。

御質問の中に「選挙投票日に役場職員が出向き投票依頼などを行っているようです。」ありますけれども、町選管では、職員が外部立会人として出向くことはありますけれども、ここで言う投票依頼がわかりませんけれども、投票依頼の事実の確認はできておりません。以上です。

6 今泉 はい、わかりました。よろしくお願いいたします。

続いて行います。グループホームの選挙の投票に関し、住所を施設に移動していない場合、元の住所地に投票依頼の通知が届き、入居者が気づかない場合があると思います。その場合送付先に家族等が遠方でいない場合、どのような手順で入居者に連絡をとるのかお聞きしたいと思います。また、役場は、このようなことがあるので、あらかじめ施設に入居されている方を確認し、施設に直接、通知が届くよう配意してほしいんですが、それは可能かお聞きしたいと思います。

総務課長 前段の「送付先に家族が遠方でいない場合、どのような手順で入居者に連絡をとるのかお聞きしたい。」とのことでありますが、本町における選挙人名簿の調整にあたりましては、住民票及び転入転出届の情報に基づき作成をしております。そのため、町選管といたしましては、選挙人名簿に記載の住所地に通知等を送付せざるを得ず、グループホームに住民票を移されていない方に対し、直接、現状、施設宛てに送付することはできません。町では選挙の周知に努めてはまいりますけれども、選挙情報の取得等においては、御自身または御家族の方で情報収集していただくか、施設職員に協力していただくことが必要だと思っております。

また、一つの手段として郵便局へ転居届を出されることで、一時的に郵便物が郵送されるようになりますので、利用していただければと思います。ただ、転送期間は1年となっておりますので、毎年更新の手続きが必要となります。あとですね、転居届を出されても、選挙の投票所入場券等につきましては、二重投票等の不正を防止する観点から「転送不要」となっておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

6 今泉 わかりました。

総務課長 すみません。すみません。ちょっともう1個ちょっと今付加えて質問にお答えさせていただきます。

後段の「あらかじめ施設に入所されている方を確認し、施設に直接、通知が届くよう配意してほしいが、それは可能かお聞きしたい。」とのことですが、住民票に記載の住所に居住実態がない選挙人につきましては、町選管では事前にその状況を把握することは困難で、個人情報の観点からも入居者の情報を把握、管理することはできませんので、住所のない方への送付ということは、直接送付することはできないと。で、本人や家族の諸事情でグループホームに住所を移せないケースがあると推測いたしますけれども、投票する機会を確保するならば、住民票をですね、ちょっとグループホームに移していただくことが一番確実な方法だと考えております。以上です。

6 今泉 はいわかりました。こういう件がありました。グループホームに入居しているんですが、たまたま御家族の方が遠いところに行っておって、選挙の当日に通知が来たっていうのは全くわからないっていうことが確認されております。そしてその入居されている人は、今までにそのことが3回もあったそうです。町長選から衆議院。「私は選挙に投票したいんだけど、まったくそういう通知を見てないし、出来なかった」ということを嘆いていました。そのようなことのないようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

総務課長 選挙広報につきましては、広報無線なり広報したらなり案内とかですね、そういったことを役場側としてしております。施設では届かないということでしたけれども、住民票がない方にはそういったものが届かれることはないので、たぶん住民票がない方のことだとは思いますが、私としても、選挙管理委員会としても周知、今後もですね、周知がたりなかったのかなと反省しますけれども、施設側へも選挙があるということは周知をして参りたいと思います。

6 今泉 すみません。よろしくお願いいたします。

3 番目いきます。宝泉寮にあって、投票希望者は、当日、職員が投票所へ送迎するようであるが、住民票を元の住所地に残した入居者は、入場券は自宅に送付されるため、施設側は投票に関する通知が受け取らない。結果として、投票の案内や送迎の対象外であり、選挙権行使の機会が失われ、住所の所在は、個人の問題と申しております。このような場合、投票意志がある入居者の措置はどのように対応するのかお聞きしたいと思います。

総務課長 宝泉寮は、愛厚ホームと同じ不在者投票施設であります。入居者から投票の依頼、意思が確認ができた場合は、施設長がこれらを取りまとめ、入居者それぞれの名簿登録地の選挙管理委員会へ請求していただければ、施設内での投票が可能と考えます。

町としましては、選挙の周知は、区長便等の直送便で案内をしておりますので、施設入居者が通知が受け取れないといった事態はないと認識しております。

6 今泉 よろしく願いいたします。

続いて行きます。キラリントープは、身体、知的障害と能力制約があると思うが、選挙の投票の通知文書は、同施設の入居者に送付しているか。あるなら入居者の投票の意思確認は、どのようにするのか。また、職員の選挙投票への送迎はしてないと聞いていますが、ここも愛厚ホームと同様に出張投票の方法の措置が必要と思うが、その考えがないかお

聞きしたいと思います。

総務課長 前段についてでありますけれども、ここでは投票の通知文書、投票入場券に限定させていただきます。住所登録がある方には、一律に投票入場券を送付しています。

「入居者の投票の意思確認はどのようにするか」とのことですけれども、やはり繰り返しますけれども、施設の職員または御家族の方と相談して投票する意思について、確認していただければと思います。

後段の「愛厚清嶺の風と同様に出張投票の方法の措置が必要ではないか」とのことですけれども、キラリンと一ぷは、県に申請を行うことで、不在者投票施設としての指定を受けることが可能な施設であります。不在者投票施設の指定を受けて、施設長の管理のもとで不在者投票をしていただければと思っております。

また、質問の要旨にですね、過去に投票所送迎の前例なしとありましたけれども、過去の選挙において、送迎していた事実があることを確認しております。

6 今泉 よろしくお願ひします。

続いて行います。最後に、選挙は法の下での平等憲法第14条1項並びに基本的人の尊重憲法13条などが規定されており、国民の意思疎通を図る目的があると思います。設楽町として、国政、地方の選挙の投票率をあげるため、福祉施設の入居者の投票は大事だと思います。町はこの点を精査し、設楽町としてどのような方法で福祉施設の入居者に選挙権の行使を誘導をするのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

総務課長 今泉議員のおっしゃるとおり、想いと同じで、多くの方に選挙へ参加していただきたいと思っております。法の下での平等や個人の尊重という憲法の理念に基づき、すべての有権者が等しく投票に参加できるように努めてまいります。

また、郵便等による不在者投票制度の周知を図っていききたいと思います。本制度は、重度の身体障害者や要介護状態の方で、投票に行くことが困難な場合に投票できる制度であります。事前申請が必要となりますので、福祉施設の職員を通じて入居者にわかりやすく情報提供ができればと考えております。

議長 今泉議員、時間となりました。時間切れです。

6 今泉 すいません。それじゃあこれで終わりたいと思います。再質問したかったんですが、終わります。

議長 これで、6番今泉吉人君の質問を終わります。

次に、8番田中邦利君の質問を許します。

8 田中 通告に基づきまして、一般質問を行います。私は一問一答方式ですが、二つの項目を分けて質問する一問一答方式でお願いをしたいと思います。

まず第1の項目であります。今こそ平和行政の推進をということで質問をさせていただきます。米国トランプ政権のイランへの先制攻撃など世界では、国連憲章と国際法に違反した武力行使が続き、国際平和と経済が深刻な危機にさらされています。国内でも、高市政権による「異次元の大軍拡」と、その軍事費調達、非核三原則の形骸化、武器輸出の全面解禁、憲法9条改悪の動きなど、「戦争国家づくり」への懸念がかつてなく強まっています。終戦と核被爆の8月をむかえるにあたり、二度と悲惨な戦争を繰り返さないためにも、町として平和行政を一層推進するよう、以下の点について質問をします。

まず、平和記念式典問題。奥三河郷土館には、戦争とくらしに関する資料が約800点あり展示されています。例年夏に合わせて、空襲の惨状や、戦地・銃後の生活に関する証言や手記など、戦争と平和をテーマにした特別展が開催されていて、昨年は、実物の焼夷弾の展示や、旧満州開拓団、シベリア抑留の記録などの特別展が行われました。旧田峯小学校の青い目の人形を架け橋にした国際交流がすすめられ、平和を考える企画なども積み重ねられてきました。こうした平和の取組みの一環であり、戦没者と戦争犠牲者への追悼の場でもある、平和記念式典の開催についてお尋ねをします。昨年、同僚の加藤議員から、この記念式典は、町はもっと重視すべきだとして、「毎年開催し、多くの町民が参加できる内容にすべき」と要請をしました。私も、町平和宣言に立返った平和祈念式典の充実を望むものであり、この毎年開催と、多くの町民が参加する式典にむけ、現在どんな準備をしているのか、お答えいただきたいと思います。

次に原爆パネル展です。設楽町奥三河郷土館での、戦争体験の継承や平和の尊さを伝える活動についてはすでに述べたとおりですが、町平和宣言が掲げる非核の取組みも前進するよう強く訴えるものであります。設楽町も加盟する平和首長会議は核兵器のない平和な世界を実現することを訴えています。平和首長会議の訴えに応えた核兵器廃絶の取組みを前進させることも今、重要です。その趣旨に応える取組みのひとつとして最近まで役場玄関で行われていた原爆パネル展は重要な意義を持っていますが、いつの間にかパネル展の開催が見られなくなっていました。中止された理由は何か。また、この際、それを再開をする考えはないか伺います。

防衛費増税についてお尋ねをします。今年4月から防衛特別法人税の創設とたばこ税増税、防衛費分増税が始まりました。2027年1月からは、防衛特別所得税が創設され、1%を課す増税、日本大震災の復興特別所得税の

半分を軍事費に回すものでありますが、それが行われようとしています。これらの見込み額は、法人税で約 8600 億円、たばこ税で約 2100 億円、所得税で約 2500 億円とされています。さらにこの先、禁じ手とされてきた軍事国債の発行などが予定されています。軍事費のための国債発行は戦時国債の乱発で侵略戦争に突き進んだ反省から禁じ手とされてきました。しかし、23 年度から建設国債の流用が始まり、26 年度も 6000 億円が軍事費のために発行される予定です。こうした、なりふり構わぬ軍事費の確保は、ナベ、カマまで徴発されたかつての時代の戦費調達を想起させます。物価高騰に苦しむ町民に、このような軍事費あるいは防衛費の増税が重くのしかかるろうとしています。町民の暮らしを守る観点から、町税にもかかわるこれら増税について、町としてどのように認識しているか見解を伺います。

自衛隊の適齢者名簿の協力について。防衛省は毎年、高校や大学の卒業を控える 17 から 18 歳や、21 から 22 歳の若者を対象に、住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の 4 情報の提供を自治体に依頼しています。自衛官募集のはがきの郵送などが目的であります。2024 年度に紙や媒体で名簿を提供した自治体は、1152 で、住民基本台帳の閲覧にとどめた自治体は 452 自治体でした。親は子供を戦地に送るために育ててきたものではありません。私は、戦場に送られることにつながる自衛隊への名簿提供は行ふべきではない。戦争協力事務はやめよと改めて主張したいと思います。定員割れが続く自衛官の募集難を背景に、紙や電子媒体による名簿の提供の協力要請が強めてられています。しかし、設楽町は引き続き閲覧・写しのみにとどめるべきだと思うが、どのような対応をとるかお聞かせください。氏名、住所などの個人情報の提供を望まない場合、本人及びその親権者は名簿提供を拒否できると理解しています。名簿提供を望まない人は、町が定める期間内に除外申請と本人確認書類を提出することで、自衛官募集のための名簿情報から本人情報を外すことができます。そのような制度の存在や、申請方法等ついて、今後とも周知徹底すべきと考えますが、対応方針を伺いまして、1 回目の質問といたします。

続いてあっちの席で、質問させていただきます。

〔田中邦利議員、質問席へ移動〕

町民課長 町民課からはですね、まず 1 番の平和記念式典と原爆パネル展について御説明をさせていただきます。平和記念式典につきましては、昨年の議会でも既にご説明しましたとおり、平和祈念式典は平和宣言の精神を継承していく事業と交互、すなわち隔年で開催することになっています。今年度開催する平和祈念式典は 8 月 8 日、土曜日、午前 10 時から奥三河総合

センター講堂で開催いたします。内容は、町長による設楽町平和宣言、代表者による献花、児童生徒による平和の誓いのほか、舞台俳優による出征者が残した手記の朗読を基にしたトークタイムを予定しています。既に区長会では事前案内しており、6月中旬を目処に全町的な周知を開始する予定です。また、議員の皆様はもちろん、全区長のほか、民生委員など各区に配置されている委員の皆様を中心に案内文書を送り、町民の皆様にも広報無線、ホームページ、各戸へのチラシ配布などで広く周知を図りたいと考えております。

2番目の原爆パネル展です。原爆パネル展につきましては、議員御指摘のとおり、しばらく中断しておりましたが、今年度8月5日からですね、奥三河郷土館で開催します戦争に関する企画展の中でパネルを展示していきます。平和祈念式典への集客にも繋がるよう、教育委員会と連携して企画を進めていきたいと考えております。

1番目と2番目の御質問につきましては、以上です。

財政課長 では、防衛費増税につきましては、財政課のほうからお答えします。いわゆる防衛費増税につきましては、法人税とたばこ税の増税が開始され、令和9年には所得税の増税が予定される状況となっております。また、議員の説明にもありましたが、所得税の上乗せとともに、東日本大震災の復興財源の復興特別所得税を同率で引下げる税制改正がなされております。いうまでもなく、昨今の物価高騰をはじめとする厳しい経済状況が続く中であって、防衛費の増加と国民負担のあり方については、国において十分な議論と国民への説明を尽くすことが何よりも肝要かと考えております。

さらに、地方財政という観点におきましては、国の政策に伴う税制改正においては、地方の行政サービスを支える地方税財源の確保について、地方の意見を尊重しながら責任ある丁寧な議論を進めていただきたいと考えます。以上であります。

町民課長 続きまして、町民課から4番目の自衛隊への適齢者名簿の協力について答弁させていただきます。自衛隊による自衛官及び自衛官候補生に関する募集のための住民基本台帳の閲覧請求は、毎年5月から6月に申請、6月から7月に自衛隊が来庁して閲覧という流れにこれまでなっており、この請求に対し、町ではこれまで、先方の求める年代男女の住民票の記載事項4項目、これはつまり氏名、住所、性別、生年月日になりますが、それを掲載したリストを事前に作成し、当日閲覧させるという対応をとってきました。しかし、県内はもとより全国で閲覧ではない方法で対象者の情報を提供する自治体が増えてきていることから、以下の理由により、今後は名簿の提供に切り替えます。この理由につきましては、一部もうすでに

ホームページに掲載されておりますが、改めて説明をさせていただきます。自衛隊募集事務については、自衛隊法第97条において、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されている。住民基本台帳法を所管する総務省と防衛省の間でも、自衛隊法に基づく情報提供を行った場合に、住民基本台帳との関係において問題になることはないことが確認されている。個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しているが、本件については法令、自衛隊法施行令第120条に基づき提供するものであり、法律に基づく適正な情報提供である。また、個人情報保護委員会においても自衛隊法施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供は、個人情報保護法第69条第1項の法令に基づく場合に該当するとの見解が示されている。そして、既に閲覧とはいえ、氏名、住所、生年月日、性別を提供しており、方法は変わっても同じものであり、個人情報を最小限にとどめている。以上の理由で本年から対応をしていきたいと思っております。

なお、情報開示するかしないかを個人が選択するための除外申請については、既に令和6年度中に町ホームページに掲載し周知しております。現時点まで申請は確認されていません。ただ、こちらについては、当然のことながら引き続き、周知の徹底に努めてまいりたいと思っております。以上です。

8 田中 平和祈念式典でありますけれども、毎年開催、多くの町民が参加する式典。これについてお聞きします。聞き逃したかもしれませんが、もう一度お答えください。

町民課長 毎年開催をということで昨年度御質問いただきましたが、その後、御回答させていただき、隔年開催、式典隔年開催。ただし式典を開催しない年につきましては、平和精神を継承していく事業ということで、講演会とか映画とかそういった大きな事業を、間に入れて開催するということにお答えさせていただいております。

8 田中 あのときの答弁を見ますと、議事録を確認してもらいたいんですが、毎年開催はやりますというふうに答弁されておったと思います。それから、みんなが、多くの町民が参加する式典も、そういうふうに、やりますとこう言っとったと思うんですよ。その後、変えたんですか。その後、やっぱり隔年だというふうにしたのはいつですか。我々が承知するというのか、公表されたのは、どういうタイミングでやられましたか。

町民課長 御質問をいただきまして、その後文教、すぐに町長、副町長とも協

議してですね、文教厚生委員会の際に、御説明をさせていただきました。

8 田中 あかねえ、会議ごとに、定例議会ごとに答弁変えられたら困るんです。

同じような答弁、町長変わったわけじゃないし、同じような答弁でなければ私はいけないと思うんですが、変更するに文教委員会だけの報告で事足りるのかというふうに思うんです。あるいは、加藤議員にはそういうように答えただけ、私には適当にそういうふうに答えるというような態度は許せない。どうですか。

町民課長 はい。すいません。本議会でもそのように隔年開催の旨お伝えしてると思います。決して議員の皆様各位によって答弁を変えているというような意識はございませんし、文教厚生委員会、委員会では皆様の出席の中でお答えさせていただいておりますので、決してそのような考え、意識を持って答弁はしておりません。

8 田中 私、どうも理解、納得できないんですけど、確かに加藤議員に対しては、毎年開催を答弁してると思うんですが、議事録調べてください。

質問を変えます。あのですね、今度は、自衛隊の名簿提供、についてです。自衛隊法だとか、施行例、いろいろ、それは正当なんだと。設楽町としても、地方自治体としてもそれに応じていかなければならないということは、そういうふうに町のほうが理解されるということはやむを得ないかなあとは思いますが、それを今まで閲覧にとどめておったやつを、今度は名簿、こちらから提供するというふうに変えるのはですね、いったいどういう根拠でやらなければならないのか。まだ閲覧にとどめている。そういう自治体はかなりあるわけですから、そこで踏ん張って、閲覧にとどめるということはできると思うんですね。今ね、こういう政治状況になってきて、何というか、もう安保法制が変わったわけで、海外にも出かけていって、アメリカが行う戦争に協力してですね、戦争に参加することが、現実のものにもなっていると思うんです。それでしかも、台湾海峡だとかなんとかいろいろなことで、今本当に、実践的ちゅうか、戦争と準備しておるようなことがいろいろ報道されております。

例えば戦死者が今度出てくるから、葬儀屋さんの連合と協力して、その体制をつくるんだ。びっくりしましたけども、それだけ大勢の戦争犠牲者が出てくるということを、物語っていると思うんですね。そんな危ないことに使われるかもしれない。いよいよ使われていくんだろと思うんですけども。国家情報局等ともできまして、いろんな情報が集約されると、その名簿提供は募集だけに使われるという保証はないわけです。そうなってくると、本当に私たちの周りのですね、若い人たちが本当に戦地に行って、それで命を落とすということがありうる。それは戦争中に、多くの人たち

が味わったですね、そういうつらい思いをですね、また我々がしなきゃならなくなる。そういう意味を持ってると思うんです。ここはやっぱりね、その自衛隊の要請にそのまま応じて名簿を提供するんじゃないくて、閲覧にとどめるということにすべきだと思うんですけども、そんなことは、そういう戦争犠牲も伴うんだよというようなことは考えない。

町民課長 当然、田中議員に限らずやっぱり戦争は起こしたくないっていう、起こすべきではないという気持ちは全国民が持ってると思います。ただ今回の提供に関しましては先ほど申し上げたような諸事情により、さまざまな法律等鑑みまして判断をいたしました。

ちなみに、二、三年前、閲覧としている自治体は、当町他が、市レベルですと春日井市、犬山市とあったんですが、基本的に私が今回ホームページと全県内全て調べたところ、閲覧とはっきりと書いてある自治体はなくなっていました。ただですね、名簿とか最近ちょっと増えてきたのは、宛名シールを作成して渡すということで、情報を最低限押さえているといったような自治体もみえます。

決して自治体は協力するというのではなく、そういった法令等、各種法令等を見ながら、慎重に対応しておりますので、どうかそのあたり御理解いただきたいと思います。

8 田中 私、今回の、なぜこういう質問させてもらったかっていうと、いろんなものが既成事実が積み重ねられていって、これからスパイ防止法なんかも出てきて、こういう質問をするやつはスパイだ。レッテルを張りかねない状況になってるんですね。そういう既成事実が積みあげられて気づいたときには、いやそんなことない心配するなというふうにお考えになるかもしれませんが、気づいたときにはもう全然抵抗できないような状況になっている。そういうことを、また繰り返しちやいかんという思いで質問をいたしました。どうか町長はじめですね、役場の職員の方々も、平和、それから戦争はやらない、核兵器はなくすという思いをよく考えていただいて、思いを強くしていただいて、行政を進めていっていただきたいと思います。

次に、2項目の質問に移ります。町所有マイクロバスの車検切れ運行について質問をするものであります。

設楽町が所有するマイクロバス1台が、車検有効期限が満了していたにも関わらず、その事実を町も委託事業者も把握しないまま、町立保育園の遠足行事に使われていた不祥事が明らかとなりました。町は事実を認め「車検の有効期間を町ならびに委託事業者が失念していた」、このように説明し、「このような事態を発生させたことを、深く反省しお詫びを申しあげる。再発防止に努める」とコメントを発表しました。このことは町WEBペー

ジに事実報告とお詫びという形で早々に掲載されました。

車検切れの状態での園児の遠足に使用されたマイクロバスは、教育委員会が管理し、運行管理が外部委託されていました。しかし、委託契約のありようそのものが問われる重大な問題であり、行政のチェック機能や監督責任も厳しく問われる事案であります。

まず、事案の経過について伺います。5月6日、車検の有効期限が満了、この時点で車検切れになります。5月8日、無車検の状態での町立保育園の遠足として愛知県豊田市内まで運行。園児や保護者ら15人が乗車していたと言います。5月9日、自動車整備工場からの連絡により、町および委託業者が初めて車検切れを把握。以上の経過に間違いがないか確認をいたします。

次に、あり得ないことが起きた原因と責任の所在を伺います。本来、運行前の安全確認として、空気圧や呼気チェックなどの安全確認、免許証所持などと同様に、フロントガラスに貼ってある車検ステッカーの確認等は初歩的なチェック項目ではないかと考えます。個人自家用車では、車検業者からの連絡もあることなどで、車検切れが起こる余地もないですが、どうしてこのようなことが起こるのか。以下の5点について質します。

1 車検切れ車両の運行は明確な法令違反です。車検切れの車で公道を走行した場合、無車検運行は、一発で免許停止処分、違反点数6点となり、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されます。さらに自賠責保険も切れている場合、ペナルティはより重くなります。行政が法令違反を許すことになったことへの反省はどうか、まず、お尋ねをいたします。そしてあらためて車検の実施義務は町と委託業者のどちらにあったか明確にするよう求めます。

2 実施義務が委託先にあったとすれば、かかる事態を引き起こした委託業者の責任は重大であり、委託業者との委託契約をそのまま続けるべきか検討が必要な重大事案ではないかと思えます。適当な委託先が確保できないとすれば、町直営への移行も検討すべきと考えるがどうでしょうか。

また、責任の明確化と担当者及び関係者の処分はどのように行われたか。その点を明らかにされたい。

3 委託業者、行政側双方にチェック機能がはたらかなかったのはなぜか。委託業者は車検満了日の確認をチェックしていたのか。行政側は車検期日を台帳なりに記録し確認できるようにしていたのか。運行前の検査証の確認する手順は存在していたのか。事件の起因、起こした原因について、説明、解明が求められており、仔細をお尋ねする、ものであります。

4 今回の件は、町や委託業者が自発的に気づいたわけではありません。

5月9日、前回車検を行った自動車整備工場からの連絡があるまで違反に気づかなかったわけです。この自己解決、自浄作用といいます、の仕組みがない発覚経緯自体にも問題があると思いますが、どのように考えますが。

5車検が切れている場合、同時に自賠責保険も切れているケースがほとんどです。その場合は、無保険運行の罰則も加わります。違反点数12点、1年6か月以下の懲役または80万円以下の罰金が科されます。万一事故が発生していれば、罰則と同時に、園児、保護者が補償を受けられないリスクもあったのではないかと。車検と自動車保険加入のタイミングはどのように管理されていたのか、お尋ねをいたします。

再発防止に向け、町及び委託事業者の対応策を伺います。

以上をふまえた上で、再発防止に向けた町、委託元と、及び委託事業者、委託先の対応策はすでに確立されているのでしょうか。お尋ねします。

また、町と委託先の協議の経緯とその協議結果について説明を求めます。明文化された再発防止策の文書ができているのか。できているのであれば、その内容、中身もすべて公表してほしいと思うがどうか。以上で、第2回目の第1回目の質問といたします。

総務課長 このことについては、安全運転管理者であります総務課のほうから答えさせていただきます。

まずもってこのような事態が起きたこと、日々の運行の管理、そこまでは言いませんけれども、そういった車検の管理、委託先とうまくできていなかったことについて大変申し訳なく思っております。

まず1件目の、初めの御質問ですけれども、事件の経過は、次のことでよろしいかということでございます。このことについては、田中議員の言われたとおりであります。

次に、あり得ないことが起きた原因とその所在はというところであり、まず、車検切れ車両の運行は法令違反であり、行政が違反行為を許すことになった反省は。車検の実施義務はどちらにあったかということでございます。町と運行事業者の双方が車検の有効期限に対する確認、管理を失念していたことが原因と考えております。安全運行を担う委託業者が車検証の確認を怠ったことに加え、町も業者に任せていたため、違反に気づくことができませんでした。町所有のバスであり、バスの安全な運行管理の中で、車検の有効期限を把握しておかなければならなかったと反省しております。車検の実施義務は、点検、車検、維持管理を運行事業者に委託をしておりますので、運行事業者が実施義務があったと思っております。

次に、委託業者との委契約をそのままつづけるべきか、検討が必要な重

大な案件ではないか。責任の明確化と処分はどのように行われたかということとあります。今回の車検切れ運行は明らかな法令違反であり、重大な事案として、何らかの処分は必要と考えております。現在、事業者より今回の経緯や改善策について説明を受けています。処分につきましては、ただいま検討中で、弁護士との相談結果を踏まえ対処してまいりたいと思っております。

三つ目の委託業者、行政側双方にチェック機能がはたらかなかつたのはなぜかでありますけれども、まずは町側でありますけれども、車両の運行、点検、管理等を委託業者に委託しており、管理を業者側に任せきりの状態となっておりましたことが原因と考えております。

また、委託事業者のほうにはですね、車検の一覧表を支店の運行管理者が一括で管理しており、実際の運行拠点である町内のバス車庫における職員と共有ができとおりませんでした。このことが現場での適切な車両確認ができなかった一因と考えております。町と事業者間においては、車両管理に関する連絡や報告が適切になされておらず、結果として問題の把握と対応が遅れることになったと思います。

次の自動車整備工場からの連絡があるまで違反に気づかなかつた発覚経緯にも問題があると思うがどうかという御質問ですけれども、一般的には車検時期が近づきますと、自動車整備会社からお知らせの通知が届くと思います。今回の事案につきまして、担当課に確認しましたところ、一般と同様に、役場には車検満了に関する通知が届き、その後、通知を委託業者へ渡しているということでした。今回は、担当課において該当はがきを確実に受領していたか否かにつきまして、記憶が定かではないというような報告を受けております。

また、自動車整備会社にも、役場から通知を送付したかどうか確認しましたが、記録や記憶にちょっと残っておらず、明確な回答が得られなかったという状況であります。

次に、交通事故があった場合、園児、保護者が補償を受けられないリスクもあったのではないかとあります。車検と自動車保険加入のタイミングはどうかということとあります。今回のバスの保険等の加入状況について御説明をさせていただきます。車検の有効期限は、令和8年5月6日でありました。で、自賠責保険につきましては、令和8年6月7日まで加入していることが確認できております。任意保険につきましては、令和8年4月1日の午後4時から1年後の令和9年4月1日午後4時までとなっております。車検切れの状態で行っていたバスが、事故が起こった時に保険適用を受けられるかどうか委託事業者を通じ保険会社に確認したところ、契約期間

中であれば、適用がされると聞いております。ただ相手方となっております。

最後にですね、再発防止に向け、町及び委託事業者の対応策はというところであります。今回の事態は、町の車両管理体制と委託事業者のチェック体制の双方がですね、十分に機能していなかったことにあると思っております。再発防止を徹底するためには、双方が安全管理に対する根本的な、まずは意識改革を行うことが不可欠でと考えております。具体的な再発防止策につきましては、情報共有の強化を図ります。町と委託事業者間の定期的な連絡、報告をですね、月2回以上実施してまいりたいと思っております。

次に、車検の期限管理を徹底いたします。車検終了後は、事業者から車検証の写しを速やかに役場へ提出していただき、車検期限一覧表を、町、委託事業者、バス運転手で共有をしてまいります。町の対応としましては、庁内システム等に車検期限等を掲載するなど、事務改善を行ってまいります。バス運転手の方にも、日常点検の際にですね、車検期限も目視で確認するようにしてまいりたいと思っております。

あと、二度とこのような事態を起こさないよう、安全管理に努めてまいります。以上です。

8 田中 この委託業者というのは、町営バスの運行をお願いしている業者なんですよ。だから重視しなきゃあいけない事案だと、私は思ったんです。町はですね、すぐにネットでおわびを出しましたよね。で、課長さん等もそうですし、町長もいろんな会合の折には「申し訳なかった」と、こうおわびをして回ったと。ところが、業者のおわびだとか反省だとかいうことは、聞かずに今日までできました。実際には、町に対して行っているのか。行っていたらその旨明らかにしていただきたいですが、再発防止と処分ですね、まだ検討中だと。私、この質問したら、たぶんもうウェブページや町長の動きからして、とっくにもうそういうものは解決して、たぶん質問して偉そうにいつて足元すくわれるなと思ったんですが、まだ手が付いてないとか、という答弁でした。で、これゆっくりやるような話じゃなくて、間髪入れずにですね、相手方にもなんていうか責任のありようとして、謝罪をしてもらって、これから町としてももうこういうことで二度と起こらないようにしますというような案ができておってしかるべき。それがまだできてないんですよ。いつまでにやるんですか。

総務課長 まず、事業者からの説明は5月19日に説明を受けております。説明の内容については、教育委員会のほうからちょっと御説明をさせていただきます。

教育課長　お答えします。5月19日の日に、今回の委託先であります日本総合サービス株式会社、委託契約は名古屋支店と契約しておりますが、当日は、本社であります東京のほうから、常務執行役員の方もおみえになり、町長、副町長同席のもと町長室でおわびをいただきました。その際にも、おわび文を持参し、当然ですが、当社としてその責任を重く受け止めております。社内での管理不足であり、弁解の余地はないものと深く反省しております。本件を厳粛に受け止め、再発防止のための対策を速やかに実施しますというおわび文をいただきました。それと、それに合わせて再発防止策として5点示されております。

一つ目は、車両管理台帳の整備、それから当社における管理体制の徹底。先ほど総務課長も答弁したところでありますが、車両台帳、管理台帳を作成し、名古屋支店の社内と、バス車庫、それから、うちとの情報共有をするということが1点目。それから二つ目、複数名による管理体制の導入。今までは、名古屋支店の担当者が車検の状況を管理をしていました。その状態を社内の共有するものを複数名、具体的には2人ですが、設けて、日常的に管理することにしました。それから関係先との情報共有ルールの明確化。先ほど車両管理台帳共有もそうですが、ふだん整備をお願いしている、今回の事案にも絡んでおります町内の整備工場と共有、それから、町と事前に情報を共有して明確に漏れ防止を徹底するというルールを明確にしたということ。それから、運行前確認の強化、運行前にドライバーは車両点検を行うわけですが、その際にも、車検ステッカーの確認と有効期間の確認を含めた運行前点検を徹底するということ。それから、再発防止教育の実施、社内の担当者とドライバーに対する法令遵守に関する教育を実施します。という5点が対応策として示されました。以上です。

8 田中　最後にしますが、ただいま、教育課長の話を聞くと、謝罪もあつて、再発防止策もあるというふうに受け止めたんですが、総務課長はなんでないと言ったんですか。

総務課長　私は再発防止策について述べたつもりでございましたけれども、再度今言われたとおり考えております。。

8 田中　以上で終わります。

議長　これで8番田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長　11時5分まで休憩といたします。

休憩　午前10時48分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5 番加藤弘文君の質問を許します。

5 加藤 5 番加藤弘文です。おはようございます。まずもって、きょうはとまし一な議会だということですが、失念しておりまして、統一性を欠いたことをまずおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いします。

まず、大きな一つ目の質問をさせていただきます。設楽町内の各地域の老人クラブの解散が止まりません。本年度、名倉地区で1クラブが解散し、名倉は2クラブ、田口地区で3クラブ、清嶺地区では2クラブの町内7クラブとなってしまいました。かつては、地域を支える全町にわたる高齢者の互助組織であった老人クラブが、こうした衰退状況になっているのはなぜなのでしょう。一方で、設楽町の高齢化率は、50%をすでに越えていて、大まかに言うならば町人口の4,000人のうち、2,000人以上が老人クラブ入会の対象である65歳以上の高齢者というのが本町の実態です。本年度の設楽町老人クラブ連合会会員は、293名で組織率は2割にも満たない状況です。老人クラブは、これまで社会から孤立しがちな高齢者をネットワーク化し、地域情報を交流し合ったり、防火や防災や防犯に寄与したり、健康寿命への支援を高め合ったり、ボランティア活動で社会貢献も担ってきました。しばしば、高齢者は人口構成の中で非生産者と位置づけられていますが、高齢化の進む本町では、その役割は大きく、町の運営存続にとって欠くことのできない構成要素となっていると思います。こうした実態を踏まえて、地域の自主的な活動だから解散も仕方ないと、この傾向を放置するのか。否、その存在意義を再度見直して、老人クラブの組織や活動を支援して奨励していくのか。町の考え方、姿勢を問います。

ここで、席を移動させていただきます。

〔加藤弘文議員、質問席へ移動〕

5 加藤 一つ目でありますが、設楽町の老人クラブ減少の実態、どのような経過をたどったのでしょうか。また、近隣の町村ではどのような実態なのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

町民課長 町民課でお答えさせていただきます。まず、現状あるいは近年の推移を御説明させていただきます。設楽町の老人クラブは令和8年4月1日現在で7団体293人です。内訳は田口地区3団体113名、清嶺地区2団体54名、名倉地区126名で、昨年4月1日時点から2団体106名が減少しております。この詳細を言いますと、名倉地区と津具地区で各1団体減っており、津具地区につきましては今年度から団体数が0になっております。

なお令和7年4月1日現在ですと、9団体 399 名でした。今年度のこの数字ですね、会員数、クラブ数は、これは令和5年度に策定した現在の高齢者福祉計画の令和8年度見込みを100人以上下回っているという現状です。ちなみにコロナ禍前の令和元年4月1日現在では21団体 1,030 人でした。なお、東栄町は令和元年4月1日現在で7団体 303 名、令和8年4月1日現在で3団体 171 名です。豊根村は令和元年4月1日現在で6団体 284 名、令和8年4月1日現在で5団体 192 名となっています。いずれも設楽町同様に減少が進んでおります。

5 加藤 ちょっと数字が書きとれなかったので申し訳ありませんが、設楽町は7団体、東栄町は3団体、豊根村が6団体ということで、いずれも減少の傾向にあるということでお聞きをしました。コロナが一つの節目になっているような、今お答えを聞いて思ったわけですが、今おっしゃった令和5年度の策定見込みというふうな形で、なんていうんですか、実態調査があったというのでしょうか。ちょっと詳しく教えてください。

町民課長 調査といいますか、令和5年度に、現在の高齢者福祉計画を策定して、老人クラブの見込みをたてたんですけども、その当時、令和8年度ですと450人ということを見込んでおりました。いろいろ人口推移を踏まえてのものだったと思うんですけども、ただ先ほど申し上げましたとおり、もうすでに400人を切ってるということで、100人以上下回っているというお話をさせていただきました。

5 加藤 そうやって聞くとですね、老人クラブは社会的役割を終えたのかというふうにも思われます。たとえば子供会とか、昔でいったら婦人会とか青年団とか、そういう組織が地域からいろんな意味で消えていった、それぞれの理由があると思うわけですが、人口の2,000人をカバーする老人クラブがなくなっていくというのが、どうにも解せないところがあって、で、2番目に入りますが、本町のこのような老人クラブの減少の原因は、何だと分析しているのか。老人クラブの新入会員数が少ないのも一因と聞きますが、それはなぜなのか。また、原因としてよく聞くのは、世話役の役員のなり手がいないということで解散をしているという実態もあるというようなことをお聞きしているわけですが、実態はどんなふうなことなのでしょうか。

町民課長 お答えさせていただきます。老人クラブにつきましては、戦後1950年代に単位クラブが発足しまして、1963年の老人福祉法で法的に位置づけられ、国や地方自治体による補助金交付等の支援が進んできました。ちょっとまあ繰返しになりますけれども、老人クラブの果たす役割というのは、仲間づくりを通じて生きがいや健康づくりを行い、知識や経験を活かして、

地域社会に貢献することとされています。しかしながら、1980 年代以降のゲートボールなど高齢者が地域で気軽にできるスポーツ等の普及、またシルバー人材センターの発足、さらには近年における介護予防団体活動など介護関連事業の展開で老人クラブが持っていた、先ほどの役割というものが分散化されました。こうした経緯を踏まえますと、老人クラブ活動の衰退が高齢化による人口の自然減に加え、現役世代の延長、趣味の多様化、コミュニティーの希薄化、さらには老人という名称に対する心理的抵抗感といったことが要因であるというふうに一般的に認識がされていますが、こういうことが当町にも当てはまると言わざるを得ないと思っております。また、先ほど申上げましたとおり、コロナ禍の影響も否定できないと思っております。さらに、こうした要因はですね、もうすでに老人クラブに影響を与えたとされるゲートボールやシルバー人材センターの活動にも現在、影響を与えてきているような状況です。なお、老人クラブ連合会事務局を長年所管する社会福祉協議会に聞いてみましても、役員の成り手がなく活動停止に至った。ゲートボールを熱心にやっている団体ほど継続している傾向にあるといった見解を持っております。以上です。

- 5 加藤 今、理由を分析してみているということのなかに、コミュニティーの希薄化というのがあって、これが正に、本町でそれでいいのかというふうにも感じられるものの一つです。こちらのほうの田舎のほうでは、田舎の繋がりが非常に深く、コミュニティーがしっかりしていたという時代を経てきているわけですが、それが希薄化していることの象徴となっていないかということが心配されるところです。とりわけ最近、社会的フレイル、いわゆる閉じこもりだとか、交流の減少による高齢者の孤立化というふうなことが一方で言われます。私、たまたま田峯の寿会という老人クラブに入っております、そこは何とか生き残っております。先日、総会が開かれたわけですが、その中で、みんなでおやつを食べながら話を聞いてみると、普段は一人でテレビを相手に誰とも話さないで 1 日過ごすんだと、こんなふうに交流があるのは大変うれしいというふうな話をしていたり、どこそかの人がこんなふうなことで困っているよというふうな話を聞いたりとかいうふうな交流の場として大切だなということを改めて思ったわけです。そうした意味でさまざまな理由があるのだろう、あったのだろうというふうには思うわけですが、設楽町としてどういうふうにそれを考えていくのかというあたりを改めてお聞きしていきたいと思えます。

3 番目に入りますが、設楽町としてできる奨励支援として、予算支援が、まず一つは考えられます。予算もいただいておりますが、現在、町連合会への補助は、35 万円ほどで、そのほとんどがゲートボールとグ

ランドゴルフの大会費用となっています。各地域の単位老人クラブへの補助金は平等割で2万5000円をいただいております。7団体です。それから人員割という予算の組立てがしてあって、一人250円ほどいただいております。田峯の老人クラブは33人おりますので、250円×33がプラスされて補助としていただいております。地域からの補助金や、会費として、自らの会費として1,000円程度を出して、なんとか地域の単位クラブが運営をしている状態です。こうした町の予算措置は、これまで改善されず、この際見直していく必要があるのではないかなというふうにも思うわけですが、そのへんのお考えはどうでしょうか。

町民課長 えっとですね、老人クラブに限らず、子ども会など世代は違っても、従来の地域活動団体の存続というのは、議員がおっしゃるとおり厳しい状況にあると思います。これらの衰退要因は、先ほど申し上げましたが、主に社会状況の変化に伴うもので、先程述べた老人クラブの衰退要因とも重なり合っています。支援の見直しをとのご質問ですけれども、過去においても老人クラブ関係者から補助金に関する御意見、御要望は伺っています。しかし、これは老人クラブに限った話ではないのですが、補助金を増額すれば、会員が増える、活動が活性化するという簡単なものでないことは、他の施策でも同様に見られております。また、世代や地域単位で構成する団体ほど、補金が交付されることでかえって何かやらねばというプレッシャーにかられ、役員を受けたくないという声は世代を超えて聞こえてきますし、そういったことが補助金が切れたら活動が途絶えるといった現象はこうした心理も影響しているのではないかと考えております。

御指摘のとおり、老人クラブの補助金は長年に渡って据え置き状態です。しかし、これまでの状況を見る限り、一概に補助金の多寡がですね、活動に影響を与えるとも言えず、同様の見解は、先ほど述べました連合会の事務局をやっている社会福祉協議会、あるいは町が委託するですね、地域支援コーディネーターからも同様の話を聞いております。財政難のなか、老人クラブの補助金を絞り込んでいる自治体の例も見られますが、当町の補助金は据え置きとはいえ、県補助金だけに頼らず、町費を投入して、補助基準を維持していることから、見直す余地がないという意味ではないんですけども、決して支援が足りないというふうには、現在のところ思っていない。認識していないという状況です。

5 加藤 確かに予算を付けたから老人クラブがそのまま存続できるかっていう単純な話でないことは、私も思っておるわけであります。地域コミュニティの希薄化なんていうのが基盤にあれば、とてもそんな維持ができないのは明らかで、確かにそのとおりだというふうにも思うわけですが、ただ、

町としてできる一つの支援として、そういうことがアピールされることっていうのは意味があるんだろうというふうに思います。

ちなみに東栄町を調べてみました。東栄町の単位クラブへの補助金は、平均割で4万8000円。どの団体にも4万8000円が配られます。そして、人員割は、東栄町の場合はないということです。単位団体あたり4万8000円の補助が行われているということです。

豊根村、ちなみに調べてみますと、平等割といって単位クラブに割当てられる予算が4万8000円。豊根村は手厚くて、人員割で一人970円がそれに加えられて予算化されているということです。

単純にいうと30人くらいの老人クラブでいうならば、豊根村なら7万円くらい、設楽町では3万2000円。倍以上差が広がっているのです。というふうな状況があるということで、そういう意味では、予算だけじゃないよといったつも、やはりこういう事態に対する対応が手遅れになっているというか、後でになってしまって、この状態ができて、予算だけじゃないと思いますが、作られている。その補助の仕方は設楽町としていかなものかということを感じるわけです。そのへんでお考えがあったらお聞かせください。

それからもう一つは、よく老人クラブの中でお話を聞いてみると、手続きが非常に厄介だと。こんなめんどくさい仕事して、この程度のお金しかもらえんというふうなことも、実は声として聴いているわけで、そのへんの厄介さというのがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなということでもあります。お願いします。

町民課長 すみません。ちょっと先ほど議員の御質問のなかで、人員制で一人200円ほどとなっているというふうにあります。すみません、実はそこに町としては、今までのいきさつを考慮して、一人300円上乗せしております。応援費という形で上乗せしております。実質一人550円で応援をさせていただいております。

それとですね、先ほど事務の関係が非常に厄介だという声は確かに伺っておりますし、実際、連合会の場でそういった御意見も伺ったんですが、一方でですね、この後も答弁させていただく部分でもあるんですが、年齢層がかなり重なり合っている介護予防団体については、もう皆さんそういった事務、ある意味老人クラブと一緒になかなか細かい事務のなかで、ちょっと一生懸命やられておりますので、やはりもう一つは公金だということもありますので、そのあたりはどうしても最低限の部分は何とか事務的な御協力はいただければならないかなと思っております。

5 加藤 先ほど人員割が一人550円。うちの寿会の予算書を見たら、補助金のところが250円レベルだなというふうに思ったけど、何か齟齬があるよう

ですので、550 円いただいているならそのように記載しなければいけないわけですけども、一応確認を、本クラブでも取りたいと思います。それにしても、豊根村や東栄町に比べるとちょっと見劣りする金額ではあるかなということではありますので。

それから手続きの難しさ、公金ですので確かにそのとおりですが、簡略化とともに地域の貢献団体ですので、厳しいチェックがどうのこうのっていうことも、もちろん県の関係もあったりすると思いますが、支援をしていただいて、例示していただくとかいうふうな形で、やりやすい、運営のしやすい方法で考えていただくような措置が、手続きの簡便化という意味で行われることを期待したいなということを思っております。

それから 4 番目に入りますが、その他の支援としては、財政支援だけじゃあなくて、他町村では、公共施設の利用料を減免したり、町外研修という形で、バスに乗っかって行くというふうなことを企画、私のクラブもそういうふうになっているわけですが、自治体バスの提供支援等も行われているというふうに聞いてます。活動に対する物品支援等こうした活動奨励支援を今後考えることはできないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

町民課長 御質問にお答えいたします。現在、町施設の利用においてですね、確かに高齢者利用に対する減免規定があるわけではございません。ただ、一方で老人クラブに限らず、多くの団体が使用料の生じない地区集会所等を利用し、できるだけお金をかけない工夫をされています。また、補助金を会場使用料に充てるっていったことは現在でもできますので、改めてこういった減免といった措置が活性化の有効な手段になるのかなということは、なかなか判断しづらいとことがあります。なおですね、町マイクロバスにつきましては、他の団体ですね、老人クラブに限った話じゃないですが、そういった利用実績と整合できれば、現在でも利用は可能とされています。以上です。

5 加藤 先ほどの予算と一緒に、これ減免したから活性化するかって、単純なものではないっていうお答え、全くそのとおりだと思うわけですが、ただ手を打たないという状況が問題あるんじゃないかなと。要は、手が打てるところは打っていくというふうな、積極的な、前のめりな方向があるのか、ないのかというところが、一つ課題になるんじゃないかというふうに思っております。で、今支給しているやつで当然できるんだからという話もありました。

それから自治体バスの提供支援ですけども、ちょっとお話を聞いてみると、なかなかバスの利用規定が、なかなか厳しいというふうなことで、

なかなか利用しにくいなんていう話もお聞きするわけではあるんですが、そんな声はないですか。

町民課長 現在、やはり老人クラブといいですか、ゲートボールも含めて、そういった層の利用というのが、やっぱりそういった団体利用が、大きな団体利用ですね、町全町的な団体利用のほうがちょっと多いものですから、個々の老人クラブで利用するっていうちょっとお願いは、ちょっと受けた、少なくともちょっと私が課長になってから受けておりませんので、そういった具体的に利用しづらいっていう、使いたいけど利用しづらいっていう声まではちょっと耳にはしておりません。

5 加藤 耳にしていないということですが、そういう声があるのかなというふうに聞いてますので、それが証拠になかなかそういうことで利用していないというふうなことでございますので、一度声を拾っていただけたらなということを思っています。

五つ目に入りますが、今後、設楽町として町人口の半数をしめる高齢者の社会参加のための支援として、老人クラブの奨励と再建復興をさまざまな工夫を通して考えていくべきではないかなというふうに思いますが、町の姿勢を問いたいと思います。

町民課長 それではすみません。お答えさせていただきます。繰返しになりますが、老人クラブに限らず、地域活動団体の継続、活性化は厳しい状況にあります。老人クラブと年齢構成が重なり、平成 27 年度以来、コロナ禍を除いて交付金ベースで例年 17 から 19 団体がコンスタントに活動している介護予防団体についても、老人クラブ同様に役員など活動を引っ張っていく人材をですね、将来にわたって確保していくことに不安を抱いています。一方で今年 2 月にですね、コロナ禍でしばらく休止していました、この介護予防活動団体の代表者等を対象にした情報交換会を開催したところ、多くの課題が共有でき、今後の活動の参考になったとも聞きました。団体活動というのは、あくまでも目的を達成するための手段として考えるのであれば、こうした介護関連事業とですね、繋がることで老人クラブの意義を再認識してもらうのも活動活性化に向けた一つの手法ではないかなと考えております。実際、老人クラブの組織力を活かした形で介護予防活動を展開している団体というのもみられています。また現在、策定が進んでおります第 3 次総合計画においてもですね、基本目標の中に「プラチナ人材」の育成が掲げられるなど、先達が培ってきた知識、見識をですね、地域の将来に活かす取り組みも挙げられています。財政難、人材難をですね、補えるのはやはり相互の繋がりであると思います。これはやはりお金には変えられない力だと思っております。全国老人クラブ連合会のホームペー

ジに掲載されている活動の活性化に関する資料を見ましてもですね、ヒントとして、自分がやりたい活動が先、補助金や助成金は力水、地域包括支援や生活支援コーディネーター等専門家のつながりといったことが活動としてあげられています。またですね、こういった老人クラブの、こういった組織力、これまでの培ってきた力というのはですね、町が委託しております地域支援コーディネーター、名倉サポートセンターのほうに委託しておりますが、こういった老人クラブの組織力をも高く評価しておりまして、先ほど申し上げましたとおり、実際組織力を活かした予防活動を展開しておる団体もみられております。これ、繰返しになりまして申し訳ございません。ですので、確かに単位クラブの決算と補助金等で見ますとですね、予算的には十分ではないかという部分もある一方でですね、議員の御指摘もごございます。そういった声も強いと思います。町といたしましてはですね、老人クラブの果たす役割をですね、次期高齢者福祉計画において包括支援の観点で再定義したうえで他の補助金等の現状も考慮しながら、支援の在り方を検討していきたいと思います。この地域包括の支援というのは、実は東栄町も高齢者福祉計画においてはかなり大きなウエイトということをやっております、やはりそのあたりが今後老人クラブの存在意義というものを高めていくためには、そういった包括的な視点が重要じゃないかなというふうに思っております。そういったうえで、支援のあり方をしっかりと再構築といいますか、考えて検討していきたいと思っております。以上です。

- 5 加藤 いろんな取組みがなされているということであるわけですが、老人、高齢者っていうのは、さっき介護予防団体が構成されてバックアップしてくれている。高齢者って介護を受ける側ではなくて、ではなくてって、そういう方ももちろんたくさんみえるわけですが、むしろ介護に参加したりとか、社会参加というか、たとえば地域身体づくりだとか、それから清掃活動だとかいう中心的役割を担っているのは、実はこういう高齢者です。田峯も草刈りを毎月やっているわけですが、ほとんどが65歳以上の方が来て草を刈っているというのが実情であります。それから、田峯で一度火事が数年前にあったんですが、初期消火を行ったのは全員、65歳以上。つまり、日中は若い人たちは外へ出ちゃってるんですね。地域を守っとるのは実は高齢者であるというふうな形で、社会にむしろ、保護を受けているんじゃないくて、前に出て仕事を、仕事というか、積極的に活動せざるを得ないというか、しているのが今高齢者であるという視点で立つならば、保護の対象だからというふうな視点で高齢者を捉えるだけじゃなくて、そういう積極的な意味で、老人クラブという組織を有効に活用していくような方

向性が町としてあっていいのではないか。町の人口の半分はおるわけですから、その高齢者、そうした視点で、高齢化社会は駄目だ、駄目だと言われ続けて我々はもう駄目な存在なんだって、思いがちなんだけどもそうじゃなくて、高齢化社会の中で、設楽町についていうならば、高齢者の役割が非常に大きいと。健康で頑張ってくれんと設楽町はやっていけんよというふうにとらえ直しをしをして、高齢者、そうした組織とか、そうした機構を見直していただけたらなということを思っています。

最後に、実は、こういう言い方は正しくないかもしれませんが、町長さんのお膝元津具では、老人クラブが全滅してしまいました。こうした実態について、町長さんの、それを踏まえてですね、高齢化社会の中で設楽町の老人クラブに対するですね、考え方をお聞きできればと思いますが。

町長 おっしゃるとおりです。私、60歳になったときに、老人クラブに入ろうと思ったんですが、もうそのときには既に私のところでは老人クラブは解散をされておりました。入る人がおらんという話もありますが、私より一つ下の仲間ですが、地域の老人クラブに入って一生懸命活動をしたんですが、それでもその上の方々がもうここでやめたということで解散をされてきたという経緯もありますので、一概に入る人がおらんでということではないというふうに解釈をしています。

先ほど課長のほうから話がありましたが、老人クラブの果たす役割が、今までいろんな場面にあったものが分散化をされて、例えばゲートボールはほかの団体に行ったりという、いろんなところで分散化されてきた結果だというふうに思ってますんで、議員のおっしゃるとおり、例えばですね、老人クラブの活動に対する費用が足りないということであれば、私、補助金を上げることはやぶさかではないと思ってます。お金の金額を上げることは全然やぶさかではないと思っておりますが、一方ですね、例えばこれ飲食はだめです。公金ですので飲食はだめです。草刈りをした後にお茶代ぐらいのものはいうところで認めておるというところはありますが、基本飲食はだめですので、そういった意味で、活動において費用が足りないということであれば、しっかりとそこは御相談に乗って補助金を上げるということも考えていきたいというふうに思っております。

ただ、見合っただけの活動が果たして老人クラブなんで、できるのかというところもありますし、やっていただく、一生懸命日々の何ていうんですかね、日々、私、日々に生きがいを見つけて毎日楽しく過ごしてほしいというのは思いでありますので、そこにつながるということであるのであれば補助金の見直しもさせていただこうと思いますが、一方でさっき課長も申し上げました。これ税金でありますので、使い方については制約があ

ってしかるべきだと思いますし、簡単に報告なしでいいというわけにはいきませんので、報告をしていただきたいと思います。

ただですね、この話をいただいてお聞きをするなかで、どこの区とは言いませんが、これ行政区交付金の中で、老人クラブの活動に、費用を充てておる区があるというふうにお聞きをしております。行政区交付金を各区にお渡しをしておるわけですが、その中から、老人クラブの活動に、お金を充てておるといふ区もあるというふうに聞いております。いいか悪いかはともかくとして、そこでは使用の制限が余りかかっておりませんので、そういった方法もあるのかなというところは思っております。

ですので、全然諦めとるわけでは、私は老人クラブというか、お年寄の方でも日々に生きがいを持って毎日楽しく過ごしていただきたいというのが一番でありますので、そういった方向ではやっていきたいと思っております。

- 5 加藤 老人クラブに対する御理解、大変深いものがあるということで、安心しました。ただ、とにかく老人クラブという、とにかく介護する人たちの集まりとか、そういうイメージが非常に強いんですが、実は地域を支える大事な柱であるということも含めてですね、一度、これだけなくなってきたわけですが、これから再建というのは本当に難しいことだろうなと思いますが、町としてしっかり見守っていただけたらなと思います。

大きな二つ目の質問に入ります。5月6日の磐越自動車道での部活バス事故は、本当にずさんな管理運営が大きな問題となっています。本町の学校等についても現状を点検し、対応を考える必要があると考えます。

①ですが、本町におけるこうした幼小中での学習や活動における対応はどうなっていますか。安全な移動を保証するための予算的な措置は適切に行われていますか。

町民課長 まず、御質問のうちの保育園の関係をまず御説明させていただきます。保育園では園外活動においてですね、大型バスを借上げることはありません。もっとも参加者の多い田口清嶺保育園の親子遠足でも8号車と117号のマイクロバスの2台で対応しているという状況です。その際は、保育士の配置基準に沿った人数の保育士を同乗させています。ただ、水泳だとか小さな行事についてはですね、町民課の職員とかが庁用車を運転したりかと、場合によっては園長がサポートする形で運転して行事を実施するという形になっております。保育園のほうは以上です。

教育課長 教育委員会から小中学校の関連状況について御報告します。小中学校の児童生徒が学習活動等で町内外へ移動する際におきましては、町が保有する2台のマイクロバス、または10人乗り等の公用車を利用することを

基本として運用しているところでございます。過去には、スキー教室等の行事において民間バスを借り上げたこともございましたが、現在は、そのほとんどの移動におきまして、これら町の車両を活用しております。なお、運行にあたっての運転手につきましては、会計年度任用職員を含む町の職員、あるいは運行委託事業者がその業務を担っております。

次に予算的な措置についてですが、中学校における部活動の大会派遣時など、町の車両だけでは不足が生じる場合に備えまして、民間マイクロバス2台分の借上料を予算として計上しているところであります。これはマイクロバス2台分です。実際に民間のバスを借上げる際の手続きにつきましては、バス会社に車両と運転手を一体として依頼する運行契約といたしまして、事前に見積り等を徴収したうえで、適切に契約書類を取り交わすこととしております。これら一連の契約手続きにつきましては、教育委員会で行うこととしております。以上です。

5 加藤 幼小中と書きましたが、保小中で、申し訳ありません。

民間のバスの借上料が無茶苦茶に高くなっているという背景があつて、できるだけ安上がりのつていうような動きが、各自治体のなかであつては困るんですが、生徒の安全を一番に考えていただきたいわけですが、町内では一応そのへんの体制は整っていて、法的には問題はないということでは理解をいたしました。

今回の事故は高等学校の部活動でのことでしたが、田口高校での校外学習や部活動での移動はどのようになっているか掌握しておりますか。原則は現地集合とするなど、かつてのように教員が自家用車を運転したり、レンタカーを運転したりすることはないようですが、隣接校や大会会場が遠いという条件のなかで、町の支援がさらに必要なのではないのでしょうか。例えば、行政バスを3町村で利用できるように調整するなどの支援は、中高連携町村として考えていく必要があると思いますかどうか。

総務課長 ここからにつきましては、行政バスの利用ということで総務課のほうからお答えをさせていただきます。

このことについては、愛知県教育委員会から、今回の福島県のバス事故による国の通知を受け、5月26日に教育委員会、小中学校に「部活動の遠征等における安全確保について」の通知が発出されております。これを受け、町としましても児童・生徒の安全確保にいつそう努めてまいりたいと思っております。

教員の運転に関しましては、田口高校からは、過去には教員が運転し部活動の送迎をしていたことがありましたが、安全確保の観点から教員による自家用車やレンタカーでの生徒の送迎は基本的に禁止されていると聞いて

ております。田口高校の行政バスの利用については、令和3年度に田口高等学校学校運営協議会ワーキンググループからの提言を受け、「田口高校の行政バスの利用について」、北設楽郡3町村長の同意がなされております。その後、3町村の担当者間におきまして、各町村が保有する行政バスの具体的な運用方法や課題について実務的な検討を重ねた結果、現在は、当面は、各町村の利用規程等に沿って運用を行う。田口高校は、燃料代、通行料などの費用を支払う。原則として、3町村の輪番制とすることにしておりますので、現在、3町村の行政バスの利用は、可能となっております。

なお、令和7年度の町の田口高校への貸し出しは、1件となっております。以上です。

町長 この件ですが、中高一貫をしているからやらなきゃいけないという認識はしておりません。あくまでも県立高校ですので、県のほうで本来考えられるべきことだと思います。今度の事故がありましたので、教育委員会とか、担当のほうには県の指針をきちんととらえてですね、どうしていくのかきちんと考えなさいということを指示しておりますが、私は、根本的にはこれは県のほうでしっかりと考えられるべきことだと思います。ただ、田口高校の魅力化ということのなかで、3町村で合意をして、行政バスの利用を認めておるというところがありますので、現在その利用は認めております。ただそれはそれぞれの運行規程にそったものでないといけません。で、私の時にですね、もっと、例えば少人数でも使わせてくれというようなお話がありましたが、そこはやっぱり私どもでも、できることとできないことがありますので、そこについては、次の質問に関わってきますが、高校についてはちょっと無理ですということで、おことわりをしておるといところであります。

5 加藤 おっしゃるとおり県立校ですので、県にしっかり要望しなきゃいけないことかなということも同時に考えております。県立高校として、きちんとした機能のところ、県立校では、現地集合にしたらどうみたいな指導がどうもなされているようで、本町では大変難しいこともあって、もう既に3町村で合意されて助けていただいているということで、安心しました。

さらに、要望等がないかどうかぜひ探っていただけたらと思います。かつては本当に中学校でも教員が大型の自動車レンタルして送迎すると。私も実は経験したことがあって、ドキドキしながら生徒運んだ記憶があります。

愛知県の教育委員会からも実態調査が今、実施をされているという先ほどお話ありましたが、いるようですので、その指導に基づいて、動くわけですが、田口高校の対応策に苦慮しているのではないかなという心配をし

ていて、田口高校の活性化の意味も込めて、ぜひ事情をつかんでいただけたらというふうに思います。

3 番目、実は行政バスの利用については、いくつかの条件規定があって、先ほどのちょっとお話はしたんですが、利用しにくいんじゃないかなという声もあります。田口高校の生徒の利用も含め、さらに利用しやすくしていくというお考えがあるかどうか。お聞きします。

総務課長 現在の町の行政バスの利用規定について、御説明申し上げます。町の主催または団体が 10 人以上の利用があること。町内団体が研修視察等公的な用務の場合。日 300 キロ以内。4 番目としましては、他団体が利用する場合は、燃料費、通行料、駐車料金はその団体が支払うことになっております。10 人以下の少人数の場合であってもですね、町の行事等において、例えば臨海学校やスキー教室等荷物が多くなるような場合には、例外的に対応をしております。

また、学校以外、部活以外のもので、他の団体の利用につきましては、母子父子会や県社協福祉大会、郡校長会、津具家庭推進協議会、保護司会、北設楽防犯協会等の研修が利用をしております。

今ある、現在の規定の範囲内で利用していただければと思っております。

5 加藤 利用しにくいというのか、それが当たり前なのかもしれませんが、できるだけそういう利用が広がるような方向で、ぜひと思います。

ところが、運転手が確保されているかというような問題。それからバスの老朽化。以前、議員の研修で乗せていただいて大変助かったわけなんです。ブレーキ踏むたびにすごい音がして、大丈夫かというふうな状態も経験をしました。

この運転手の問題とバスの老朽化対策について、御回答いただければと思います。

総務課長 現在、町のマイクロバス運転士は総務課で 1 名を雇用し、都合がつかない場合は運転手を含め日本総合サービスに委託をしております。行政バスの運転手の確保ができなくなった場合は、本当に直ちに運転者をみつけることが容易ではないと思っております。数年前から民間のバスの O B を声をかけるなどしていきたいと思っております。本当にもしいなければ、外部委託になってしまうということになると思います。

次にバスの老朽化についてお答えさせていただきます。現在、町では 8 号車と 17 号車の 2 台を所有しております。このうち 8 号車は、平成 14 年の購入からすでに約 24 年が経過しており、走行距離は 33 万キロとなっている状況です。一方、117 号車につきましては、令和 3 年に購入した新しい車両となっております。

老朽化が進む８号車につきましては、相当な年数を経ていることから、現在更新を検討しております。同程度の使用のマイクロバスを購入した場合、多額の費用が見込まれるため新車だけでなく、中古車両の導入も含め検討中であります。

議長 ５番加藤弘文君、時間がきましたので。

５加藤 対応よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

議長 これで、５番加藤弘文君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 １３時まで休憩といたします。

休憩 午前 １１ 時 ５５ 分

再開 午前 １２ 時 ５８ 分

議長 休憩に引き続き会議を開きます。

次に、１番村松一徳君の質問を許します。

１村松(一) １番村松一徳です。午後の最初ということで、なんとか頑張っていきたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき防災・減災に関する町の対応について、一問一答方式で質問します。国では本年度より設置される防災庁の準備が着々と進んでいます。自身も防災に関する最新情報の研修にも参加してきました。近年起こるであろうと想定されている南海トラフ地震や気候変動による山林火災も増加傾向にあります。

本町では、防災計画に基づき防災ガイドブック、令和８年３月改訂版が作成され、住民への防災意識向上に努めていると承知しています。令和８年６月より、新たな防災気象情報と住民がとるべき行動などの指針が生まれ、台風６号の接近により、そのことがマスコミやいろんなところでも出てきました。警戒レベル１～５ということで、レベル４までに避難するよう呼びかけられています。

そのような状況のもと、今後、災害が発生してからの対応・支援・復旧するのではなく、平時からの本気の事前防災の必要性が求められています。本町の防災・減災に関していくつかの課題等があると思いますので、そこで以下の項目で質問をさせていただきます。

一つ目です。全国で３０万人いるとされている防災士の登録者数、町内在住者・町内勤務者、と資格認証、あいち防災人材として認証されている、とされた人の人数がいるということです。行政関係者はそれに該当すると思いますが、その人数とを提示していただきたいと思います。

それでは席を移動します。

〔村松一徳議員、質問席へ移動〕

総務課長 このことについて、総務課からお答えをさせていただきます。防災士の登録者数は、NPO 法人日本防災士機構に確認しましたところ、令和 8 年 5 月末現在で愛知県内では 15,910 名、町内は 6 名、男の方 5 名、女の方 1 名となっております。町内在住者か町内勤務者の別については、一般に公開しておらず、わかりませんでした。

また資格認証、あいち防災人材として認証をされた方は、あいち・強靱化共創センターに確認しましたところ、町内の資格者は 0 名でした。以上です。

- 1 村松(一) こういう人数を聞いたのは、数を聞いてどうするかっていうことだと思いますけども、防災士というかそういう資格をもっている人数を増やしてということも、町内では大事じゃないかということと、現状、そういう方が、いろんな地区で自主防災会とか、地域のために尽力して下さるとか、そういう人を増やしていくことが求められているんじゃないかということで、設楽町内にもそういう人材育成ということが必要かなということでもちょっと聞いてみました。

まだまだ町内には 6 名ということで防災士さん、これもうちょっとやっばし増やしていくべきだと考えております。

自身もちょっとこういうことにもちょっと、できれば挑戦したいなということも考えていましたので、現状、わかりました。

そのことについてちょっと聞きますけども、町のほうとしてもこの防災士さんをちょっと職員でもそういうことを増やすっていう努力っていうことはされているのかということも、あわせてお願いします。

総務課長 今のところ防災士の資格を職員とらせるような支援は行っておりませんけれども、今後設楽町のほうで防災士に限らず、何らかしらの資格を取るような、資格を取る際に助成を検討していきたいと思っております。

防災士の資格を取るには 1 名、6 万 3800 円とかかるということであります。豊根村ではですね、防災士特例というのがございまして、退団時の分団長以上はその防災士の資格申請が取れるということだそうなので、そういった取得費だとか、登録費だとか、それだけで負担がすむそうなので、そういったことも勉強させていただいて、設楽町の地域の防災力を高めていきたいと思っております。

- 1 村松(一) ぜひここにも力を入れてほしいと思います。

二つ目にいきます。南海トラフ地震での町防災計画と被害想定、最大級の想定を再度説明してください。再度ということは、以前、設楽町防災ガイドブック、今年、令和 8 年 3 月作成ということで、最新版がありますけ

ども、愛知県では6月にまた新たな防災に対しての被害想定等が出ておりますので、その古いものと新しいもの、その違いということもちょっと聞きたいと思いますので、説明をしてください。

また町内での山林火災が起きた時の初動体制は整っていますかということで、お聞きします。

総務課長 初めに、南海トラフ地震での町防災計画についてお答えいたします。現在、計画書はですね、令和8年の3月に計画を変更しております。今言われました、また6月に県のほうの改定がございますので、また新しい計画を策定することになるかと思えますけれども、今回は令和8年3月時点での防災計画の関係でお話をさせていただきます。

南海トラフ地震対策としては、地震防災上緊急に整備すべき施設等に整備に関する事項、二つ目として地震発生に伴い円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、三つ目として地震に係る防災訓練に関する事項、四つ目として関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共団体、関係指定地方公共機関その他関係者との連携協力に関する事項を定められております。

次に、被害想定でありますけれども、第3章で防災計画の第3章で被害想定を記載しております。愛知県全体としては、過去に南海トラフで発生した規模の大きな5地震、宝永・安政東海・安政南海・昭和東南海・昭和南海を重ね合わせたモデルとなっており、知多、西三河、東三河等の陸側ケースとして震度7強が想定されて東三河の平野部では液状化の危険度の高い地域が入っています。

愛知県の理論上最大モデルに基づく想定では、建物被害は、揺れによる家屋全壊が約24万2000棟、急傾斜崩壊等による全壊が700棟等で、建物被害の合計は、約38万2000棟となる想定であります。また、人的被害は、建物崩壊等による死者が約1万4000人、地震火災による被害が約2000人等で、人的被害の合計は、約2万9000人となる想定であります。

次に、設楽町の理論上最大モデルに基づく想定では、設楽町の最大震度は、5強から6強が想定され、建物被害は、揺れによる家屋全壊が約90棟、急傾斜地崩壊等による全壊が約20棟の計約110棟となる想定であります。また、人的被害は約10人となる、死亡者数ですけれども、想定となっております。

次に、町内での山林火災の起きた時の初動体制についてお答えさせていただきます。火災が発生した場合、東三河消防指令センターから設楽町消防団員や役場関係職員にメール送信及び自動音声電話にて一斉に伝達が行われ、新城消防署、設楽町消防団、設楽町役場で直ちに連携して対応して

まいます。新城消防署はもちろんのこと、設楽町消防団も日頃から訓練を行っておりますので、小規模な山林火災には、直ちに消火活動を行える初動体制は整っています。

なお、大規模な山林火災に発展し、町の人員、装備のみでは鎮圧が困難であると判断した場合には、速やかに愛知県や自衛隊に応援を要請し、被害の最小化を図りたいと思っております。

今言われました今度の6月改定におけるものでありますが、ちょっとお待ちください。はいすいません。お待たせしてすみませんでした。

それではお答えさせていただきます。2026年6月2日にですね、愛知県のほうから改定の情報がございました。市町村の改定でございますが、まずは県の想定でありますけれども、前回の数値、例えば揺れによる全壊が24万2000棟であったんですけれども、今回2026年の今回のときでは22万2000棟に減っております。先ほど申しました前回焼失等による被害は、38万2000棟からですね、36万7000棟に減っております。死者におきましては2万4000人から1万8000人というふうになっております。また町におきましては揺れによる全壊が20棟、がけ崩れ等急傾斜地の崩壊等によるのが10棟で、30棟で変更ございません。死者数におきましては、10人となっておりますけれども、今回の想定では0人となっております。以上です。

(意見を言う者あり)

総務課長 今の私が持っている資料ですと、増えております。ちょっとすいません。すみません。ちょっと私の資料が間違っているかもしれません。大変申し訳ございません。

1 村松(一) 愛知県が2日に出した資料で新聞等の報道で出ておりますけども、設楽町は、死者数でいうと、前回10人だったのが20名に増えているというプラスです。それから、震度に関しても6強までだったのが、設楽町内の1番南のほうですね、神田地区から、旧鳳来町、新城に近いほうが、震度7というふうな想定になっていると思いますけども、こういうふうにちょっと改定されているということで、これっていうのは県が出してきたものの数値で、町としてはこういうことは、把握ってどのようになっているのかっていうことをちょっとお知らせください。

総務課長 今回の改正につきましては6月2日に愛知県の防災会議がありまして、今回の想定モデルにつきまして、説明をウェブですけれども、説明を受けております。

1 村松(一) ということはまだこれ県のほうからの、そういうのを受取ったということで、町としては、どの部分でこういうのが増えたかっちゃうこと

とかそういう把握とかいうのはまだされてないという、確認できてないということですのでよろしいでしょうか。

総務課長 大変申し訳ないんですけども、6月2日に示された資料について、まだ日がないことも、経っていないこともあり、対策についてはまだ検討はできてない状況ですけども、このことについてはですね、今後6月以降、地域防災計画のほうをですね、変更する必要がある出てくると思いますので、そのように、まだ6月中にとは言えませんが、なるべく早く、計画の見直しをたてたいと思っております。

1 村松(一) わかりました。これからそういうまた防災計画の地震についての、この57ページのところもこれから改定されるということで確認できました。で、えっとですね、防災のほうでは、愛知県の名古屋大学の名誉教授で福和伸夫さんという方がいて、この人は防災学が専門で、過去、県だけじゃなくて、国の小泉内閣ぐらいから、いろんな防災について、昔からすごい訴えられてきた人で、とても詳しい方で、その人の話を聞く機会があったんですよ。で、このことで防災について、もう少し設楽町のほうも、南海トラフっっちゃうのが遠い世界でないと。遠い所で起こる地震じゃなくて、ここにも被害が及ぶよっていうことをちょっと意識しながらやっていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

三つ目の質問いきます。過去3年間の自主防災組織、各地区にあります。が、避難訓練の実施状況を説明してください。また以下の項目についても回答をお願いしますということで、三つほどあります。1番目です。避難訓練後の住民の声を集約していますか。昨年度は清嶺地区でもやっていると思います。二つ目、自主防災組織での要配慮者支援、いろいろすぐ出られないっていう方の対策は図られていますか。三つ目として、三世代参加のゆるやかな避難訓練、通称ひなん散歩というものもありますけど、そういうちょっと堅苦しい防災訓練、避難訓練じゃなくて、ちょっと緩やかで誰もが参加できるようなことを実施することを、ちょっと考えていくといいと思いますが、そういうことは考えませんか。という3点について、よろしくお願いします。

総務課長 避難訓練の実施状況を説明をしてくださいというところであります。各地区の自主防災組織では、消防団と連携したり、消火器の使用による消火訓練、放水訓練等を実施しております。

また、避難時に備え、井戸所有者の確認や災害時配慮者等の実態調査を実施し、避難所開設を想定した、避難所開設訓練、避難所での炊き出し訓練も行っております。避難訓練の際には、各家庭で無事旗を提示していただき、それを防災役員が確認に行くなどの訓練も行われています。

また、消防署によるAED等の救命講習会に参加し、または自主的に開催したり、救命率の向上に繋げております。

一つ目の避難訓練後の住民の声を集約していますか、というものの回答です。ここ数年の町が実施する防災訓練会では、役場内の業務継続計画に基づいた訓練を実施していることもありまして、住民の声を十分に集約できていない状況ではありましたが、今年度から4年をかけて、町内全ての自主防災組織に防災訓練会に参加していただく計画としました。毎年、7～8地区の自主防災組織に参加していただき、今年度は、八つの自主防災組織の方に参加をしていただくことになっております。

防災訓練会では、地域の防災力を高めるため、住民の皆様の避難行動を中心とした実践的な防災訓練会への、今回は見直しを今回はしていきたいと思っております。具体的には、各地区での避難経路の確認や要配慮者の避難体制等、地域の実情に応じた内容を盛り込んでいく予定であります。

二つ目の自主防災組織での要配慮者支援対策は図られていますか、でありますけれども、一部の自主防災組織において独自の取組みが見られますけれども、地域全体としての対策にはいまだ至っていないと認識しております。すでに町内では253名の方が避難行動要配慮者台帳に登録をされており、今年度から4年間の防災訓練会では、地震発生時の要配慮者の避難等の対策にもつながるような訓練を実施していきたいと、こう考えております。

三つ目の三世代の参加のゆるやかな避難訓練の実施を考えませんか、についてです。散歩気分で避難場所や避難経路を歩いて安全性を確保することのできるひなん散歩は、散歩気分で無理なく参加でき、通学路などの安全点検も併せてできるなどの利点があると思っております。最初から三世代参加は厳しいかもしれませんが、一人でも多くの方が避難という意識を日頃から持つことができるように、機会があれば呼び掛けていきたいと考えております。あくまでも散歩ということなので、行政から強制的というものではないと考えておりまして、このことについては自主的な散歩としてお願いしたいというふうに考えております。以上です。

- 1 村松(一) 避難訓練というのは、各地区でもこれから進めていくということで、対応ありがとうございます。ゆるやかな避難訓練というか、ひなん散歩というのは、愛知県だと岡崎市さんでちょっとやっているということです。で、これなかなか効果的じゃないかということで、全国に広げていくというのが一つ参考になると思います。とにかく自分なりに、避難計画、各家で避難計画を立てなさいということなんですけども、できれば町のほうで先ほど、253名の要支援の方もいるということですので、そういうこと

も含めて、簡単なアンケートっていうのも今後、その人で該当しない人でも、自分一人で玄関に出られますかとか、出れないよ、出れますよとかいう、そういう本当簡単なアンケートでもいいのでそういうことで、町行政のほうも寄り添ってくれるとありがたいと思います。

次いきます。4です。住宅の耐震化率、補助金、今後の見通しについて問います。1番目、設楽町の住宅耐震化率は45.2%の数値が出ていますが最新データはどうなっていますか。

二つ目です。北設楽郡3町村、東栄町は26.5%、豊根村31.2%であり、耐震化率が向上しない理由とは何ですか。補助金制度のあり方等もあると思うんですけど、その理由を教えてください。

三つ目です。この耐震化率、令和12年度には90%達成目標と、本町でもなっていると思いますけども、そういう見込みはあるんですか。よろしくをお願いします。

総務課長 一つ目の設楽町の耐震化率の最新データはどうなっているかということであります。個人的に自主的な財源で耐震化改修をしたケースは把握は難しいため推測となりますが、新築等の件数等を勘案しまして、現在は49.8%まで上がったと考えております。

次に、北設3町村での耐震化率が向上しない理由とは何ですかという理由についてお答えをさせていただきます。郡内で耐震化率が向上しない理由ですけれども、一般的には高齢化が進み、高齢者のみの世帯が増加して、古い住宅に大金をかけて今から耐震化をしようとする意識が低いことが要因だと考えられます。新しい方、若者が増え、そういった場合には改修等を行うと思いますけれども、そういったことが原因と考えております。町の耐震化の助成ですけれども、まずは無料木造住宅耐震診断があります。令和7年度の実績はございません。木造住宅耐震改修費補助金が上限で100万円ありますけれども、これも実績はございません。木造住宅耐震シェルター整備費補助金、上限30万円ありますけれども、実績はございません。その三つの助成といいますか、補助金等、診断も含めて行っております。近年、この補助制度、県の補助もいるものですから、補助制度的には変わっておりません。高齢者世帯における経済的な負担感や、先ほど申しましたけれども、今から大金をかけて工事をするのはもったいない等の実情を踏まえ、補助金についてもほかの自治体を参考にしながら検討をしたいと思っております。

次に(3)令和12年度には90%達成目標となっているが見込みはありますか。このことについては、現実的には、実現は大変難しいと考えております。当時、国土交通の2018年時点推計では、全国では耐震性が確保されている

住宅の割合は87%とされており、全国平均を目指したものと思います。

- 1 村松(一) 設楽町としては49.8%の耐震化率、上がっていることはこれはいいことだと思いますので、ぜひこれはね、本当に住宅にいて災害に起こる可能性のほうが、高いと言えは高いんですよ、割合的には。ですので住宅というのをもう少し大事なとこだということで真剣に考えていただきたいなということです。

そういう意味ではいろんな補助も出ているんですけども、そういう点ではもうちょっと現実的な簡単にできる補助制度、家具の固定とか、ブレーカーが自動的に切れる耐震ブレーカーとかね、そういうところにもちょっと目を向けていく必要があるかなと思います。

はい。耐震化率これ国も言ってますので、何とかもっと上げていくってことが、設楽町だけじゃなくて、郡内でも必要だと思います。高齢化だけではすまされない。それだけで解決できる問題じゃありませんので、これは国にもうちょっと要望していても、いいかなと思います。お願いします。

5 番目いきます。ドローンを活用した災害状況把握のこと。ドローンの免許を取るということで、町の職員さんも頑張っていると思いますけれども、現状を説明してください。

総務課長 現在、役場に1機のドローンを保有しております。しかしながら、過去に土砂崩れによって町道が通行止めとなった際に、現場の状況の確認のため利用した事例があるにとどまっております。災害状況の早期把握には至っておらないのが現状であります。今後は南海トラフ地震のような大規模災害に備え、今年度よりドローン活用を視野に入れて予算化したところであります。職員のドローンの資格取得や具体的な取組みとしては、ドローン運用支援コンサルティング委託を実施し、専門的な知見を持つ事業者を選定し、効果的にドローンを運用するための実践的なレクチャーや指導を受ける内容となっております。以上です。

- 1 村松(一) ドローンに関しては、マンパワーも必要ですので今後の課題かなと思いますので、よろしくお願いします。

ちょっと次にいきます。6 番目です。設楽町防災ガイドブック最新版の内容について少し聞きたいと思います。一つ目、町防災計画には「安全と安心の山里の町づくり」「築こう！私たちの防災ネットワーク」とスローガンは掲げていますが、防災リーダーの養成とネットワーク化の推進はどの程度進んでいますか。

二つ目です。防災マップの活用方法と周知方法は、住民への具体的な説明ときめ細やかな対応が個人任せになってはいませんかということです。

自分たちで計画は立ててくださいよということなんでうけど、もうちょっと親切なことはできないかということで、結局、土砂災害特別警戒区域であるよとか、土砂災害警戒区域だよ、洪水浸水想定区域だよ、家屋等倒壊氾濫想定区域だよって、ここには書かれているんですけど、そういう具体的なことは自分たちでやってくれということなんですよね。しかしそれはちょっとこれからレベル4以上の危険警報となったときに、高齢者の人はかえってそれでできるのかのと、避難できるのかなと。要は今回の台風でも行動にとれるかなということはありません。そのための周知方法等を示してください。

三つ目です。防災アプリの加入率を向上させるための手立てを講じていますか。現在は人口比37.2%と少しまだ低迷しているかなと思います。

四つ目です。道路の通行規制の基準、異常気象時の見直しをわかりやすく周知できませんかということです。このほど、町の広報では、少しわかりやすいようにちょっと言ってくれましたね。東栄稲武線、稲武側のほうは実をいうと時間雨量30ミリ、連続雨量100ミリで通行止めになると。しかし東栄側方面は、前もちょっと言ったと思うんですけど、時間雨量は40ミリ、連続雨量150ミリで通行規制が2パターンあるということで、この路線がそうだよといっても、現場の看板を見て、来て確認をしていかないと、ここ通行止めだったんだとか、ここは通れるんだとかいって、ちょっと混乱するところがあります。ですから、そういうところをもうちょっと周知する方法はないのかなと思います。しかし、2～3日前の広報では、通行止めのことを以前よりも詳しく言ってくれたので、私はわかったんで、その努力は認めたいと思いますが、そういうことで、この防災ガイドブックに書かれていることを実際にやるとなると、いろいろ自分一人ではなかなか難しいので、その周知方法等をちょっと教えていただきたいと思います。

総務課長 防災ガイドブックの内容についての御質問をいただいております。

防災リーダーの養成とネットワーク化の推進はどの程度進んでおりますかについてであります。自主防災組織や消防団等の地域コミュニティを中心とした共助の体制強化や住民への確実な情報伝達のため、ハード的には老朽化している防災行政無線のIP化を今年度から3年間進めてまいります。防災リーダー養成とネットワーク化について具体的には進んでおりませんので、今後、リーダーの養成、例えば防災士の養成等にですね、視野に入れ検討してまいります。

二つ目であります。防災マップの活用等の周知方法について示してくださいの御質問ですけれども、防災ガイドブックには、各種想定区域、土砂

災害、洪水、家屋倒壊等の情報を掲載しております。まずは、自宅や職場、地域がどのような想定区域になっているか確認をしていただき、また自主防災組織内で、指定避難場所への経路確認や安全なルートの確保の際に利用していただければと思っております。防災マップは、なるべく住民の方がなるべくわかりやすいようにはしておりますけれども、それでもわかりにくい場合には、町に問い合わせをしていただければと思っております。

防災ガイドブックは、全戸に配布し、土砂災害などの情報は、防災アプリでも見るようにしております。まずは自らの安全を守る意識を持っていただくことが大事だと考えております。

町としましては、地区毎の説明会ができればと思っておりますけれども、なかなかできていない状況であります。今後、４年間で自主防災組織の方に防災訓練会にですね、参加していただくことにしておりますので、その際にですね、防災会のこともですね、説明もできればなというふうに考えております。

また今回の改正によってですね、新たな防災気象情報ではレベル４以上を危険な場所から全員避難としております。避難に時間を要する高齢者などの避難は警戒レベル３となり、わかりづらくなっているかもしれません。周知については、広報紙などを活用して周知を図ってまいります。実際にレベル３が出たときには、これまでどおり防災行政無線や防災アプリを活用して情報提供に努めてまいりたいと思っております。

次に、町防災アプリの加入率の向上させるための手だてはどうかとのことについてお答えさせていただきます。高齢化が進む当町では、高齢者がアプリをダウンロードして取得する作業が難しい等の理由により、加入率が低迷していることが原因と考えられます。区長会や窓口に来庁された際に加入を促進しております。町外在住者の高齢者の親族等の皆さんにも町内の情報を得るために、アプリを取得されている方がおると聞いております。今後スマホ世代の割合が多くなるので、加入率は上昇いくと思っておりますけれども、機会があるごとにですね、アプリ加入を促進してまいりたいと思っております。

(4)については、建設課のほうで回答させていただきます。

建設課長 (4)道路通行規制の基準の見直しと、あと周知方法についてです。まず初めに通行規制の基準の見直しについてです。規制の基準については、一律になっておらず、道路管理者である愛知県が各路線の危険性を考慮し定めた基準になります。

次に周知方法についてです。周知方法について、議員の御指摘のとおり、東栄稲武線については規制区間が二通りございますので、今後は、路線名

に続いて、津具から稲武の間、津具から東栄の間をそれぞれ追加し、周知するよう変更してまいります。また、先日の台風の影響による雨量規制により、周知方法を変更しております。以上です。

- 1 村松(一) 4番目の道路の規制のほう、早速、取組んでいただきありがとうございます。これからやはり、実際にですね、自分の家が危なくなったりときにどのような行動するかということが課題ですので、本当に動きやすいように何とかもっとわかりやすいようにってということで、町としても努めていってほしいなと思います。

最後です。いろいろ防災の関係で全国には防災道の駅というのは80か所ほど設置されているといいます。県では最初は豊橋市にある道の駅とよはしかな、それから、続いて最近では幸田町のほうでもその指定がされたということです。南海トラフ地震等が発生した場合の県内、東三河地域、幸田町は西三河ということもありますけども、防災拠点としての防災道の駅をもう設楽町内に設置する要望という考えはありませんか。設置っちゃうかこれは町が独自でできるものではありません。これは国がたぶん指定してくれる。していくところだと思いますけども、そういうようなことで、これから何かあったときには、やはり山のほうが最終的には、皆さん、海辺の方を何とか助けていくとかそういうことも、東三河全体でも考えていかなければいけないと思いますので、そういう考えはあるかどうかということをお聞きします。

総務課長 防災道の駅を町内への設置要望する考えはありませんかについてお答えさせていただきます。防災道の駅と選定されるためには、いくつかの厳しい条件がございます。道路に関しては、高速道路のインターチェンジから5キロ圏内かつ重要物流道路に接していることが条件となっております。代替・補完路道路にあたる国道257号線は重要物流道路ではありませんけれども、代替・補完の道路も要件に含まれるためクリアはできると思いますけれども、高速道路のインターチェンジから5キロ圏内の要件、町だと、設楽町の道の駅でも20キロとなるため、申請しても採択は難しいのではないかと、今現在思っております。

- 1 村松(一) わかりました。これから非常時に備えて防災をやっていく、減災をやっていくということですので、これが今後求められると思います。町としてもこのように頑張ってくださいっているので、さらには私たちも応援はしますので、本当に事前防災ということを真剣に取り組んでいってほしいなと思います。以上で終わります。

議長 これで1番村松一徳君の質問を終わります。

次に、4番七原剛君の質問を許します。

4 七原 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず一つ目、きららの森ビジターセンターの整備についてです。本年2月の議会全員協議会において、きららの森ビジターセンターの基本設計について全体計画、運営方針、開業までのスケジュール、概算費用の説明がありました。いよいよ来年度からは施工にかかることになることを踏まえ、現時点で確認、再確認しておく事柄がありますので、質問をさせていただきます。

まず初めに、令和4年3月議会の一般質問において、きららの森整備事業に関しては、原点に立ち返り採算面の検討を行い建設の判断をしたい旨の答弁を町長からいただきました。確認の意味も含め、その後、今日までの再検討においてビジターセンターの建設実施になった理由及び計画立案の流れを示してください。

以上、1回目の質問としまして、お席を移らせていただきます。

〔七原剛議員、質問席へ移動〕

産業課長 きららの森整備事業は、設楽ダム建設同意の際に策定されました水源地域整備計画に位置付けられており、当初から町が段戸湖を含む周辺の国有林野を購入し、町有地として事業を展開することが計画されておりました。令和4年度に採算性を含めた事業内容の再検討を実施した際、整備箇所周辺には、段戸裏谷原生林や、段戸湖、きららの里など、設楽町として未来に残していかななくてはいけない魅力のある場所が多いことを改めて認識するなかで、町内事業者を始め以前からきららの森に関わりのある方々からの意見を参考にし検討した結果、用地を購入し一体的に整備することが必要との判断から、令和6年3月に国有林野を購入する運びとなっています。

また、土地の購入だけではきららの森の魅力を存分にアピールすることは難しいこと、さらに以前からきららの森を訪れる皆様方から「トイレの整備などをして欲しい。」と強い要望もあり、原生林や自然歩道の魅力発信や勉強会、研修会などが行える場所の整備と合わせてビジターセンターを建設することとなりました。計画につきましては、令和4年度と令和5年度に意見の集約と基礎調査や課題抽出等を行いました。令和6年度は、基本構想の策定を行い、ビジターセンターが果たすべき展示、学習、自然解説等の目的と必要な機能を定義付けいたしました。令和7年度には基本設計を行い、建築の構造や設備内容、概算の予算規模を把握し公募型プロポーザルの基礎資料といたしました。現在の進捗状況といたしましては、実施設計と工事を一緒に行う事業者の募集を行っておりまして、町内外2社

からプロポーザル参加の表明をしていただいているところでございます。今後は事業者選定を行った後、8月中には契約を締結、今年度中に実施設計を完了する予定となっております。令和9年度には建築工事に着工いたしまして、令和10年度春にはリニューアルオープンの予定となっておりますところでございますけれども、現在の社会情勢により建築資材が入手困難になるかもしれないとの情報もあり、完成時期は不透明な状況となっておりますところでございます。以上でございます。

4七原 今回のきららの森整備事業ですね、そもそも設楽ダムの水源地域整備計画に位置付けられていたということ、それと今日までの事業の一連の流れ、そして今年度のプロポーザル実施から、今の答弁ですと不透明な点ではあるものの令和10年度のオープンへ向けて、その流れというのを今確認させていただきました。

ただいまの答弁で、今回の事業はデザインビルド方式で発注するとのことなんですけれども、従来の設計施工分離発注ではなく、設楽町としては確か2例目になると思います。この方式を選んだ理由っていうのは何なんでしょうか。

産業課長 はい、ではお答えいたします。従来の設計施工分離発注ではなく、今回、デザインビルド方式を採用した理由には、大きく三つございます。

まず一つ目でございますが、民間事業者のノウハウの早期反映と先端技術の活用が可能となる点が考えられます。設計段階から施工のプロである民間事業者が関わることで、施工効率や資材調達を意識した最適な設計が可能となること。また、民間の自由なアイデアや高度な技術を取入れることで、施設の魅力や品質をより高めることができる点が挙げられます。

二つ目といたしましては、工期の短縮とスケジュールの確実性が見込める点でございます。設計と施工を一括で契約することで、迅速な事務手続きが可能となりまして、全体の整備期間を大幅に短縮することができると考えられます。また、責任の所在が明確となり、単一の事業者が一貫して責任を負うため、設計と施工の間の不整合によるトラブルや、それに伴う工期遅延のリスクが防がれることが挙げられます。

三つ目といたしましては、コスト削減が図られる点です。施工段階での手戻りや無駄を設計段階から排除できるため、総事業費を抑制できると考えます。また、設計・施工の個別発注や、それぞれの進捗管理に伴う町職員の業務負担の軽減が見込める点が挙げられております。

こうした理由から、今回のきららの森整備事業の発注方式にいたしましては、設計施工一括方式を採用しております。以上でございます。

4七原 デザインビルド方式を採用した理由3点、民間事業者のノウハウの早

期反映と先端技術の活用が見込まれる点。それからですね、工期の短縮とスケジュールの確実性が見込める点。コスト縮減が図られる点。以上3点について確認をさせていただきました。今後いよいよ実際の工事にかかるわけですから、建設工事そのものはですね、時間的にも金銭的にも効率良く行われるべきものでありますので、適切な選択をされたんじゃないかなというふうに思います。

それでは2点目の質問です。このビジターセンター建設の目的、及び目的達成のための具体的目標について、現時点でどのようなものを考えていますでしょうか、お答え願います。

産業課長 それでは二つ目の質問に対してお答えをさせていただきます。きららの森を含む地域の自然、歴史、文化の魅力を発信し、来訪者の満足度と地域経済の活性化を高める周遊観光の一つのコンテンツとすることや、災害発生時には地域住民や観光客を守る防災、安心の拠点とすることを目的として建設いたします。

目的達成のための具体的目標といたしましては、主に「情報発信・周遊」「環境教育・交流」「防災・安全」を三つの軸として、目標を設定いたします。

「情報発信・周遊」につきましては、道の駅したらを中心に来訪者の周辺スポットとしての一つのコンテンツとし、いかに設楽町に足を運んでもらえるようにするかを考えております。ビジターセンター内では原生林に関することや野鳥、植物等の情報を学び、それに伴うアプリを開発し、散策しながら観察を楽しめる方法を提供することや、豊川市野外宿泊施設きららの里の協力を得ながら、宿泊しながら地場産品を楽しんだり、きららの森でデジタルデトックスをしてもらうなど、癒しの場所を提供することにより、設楽町により長く滞在してもらうことで、地域全体の観光消費額を底上げすることも期待されております。

「環境教育・交流」につきましては、原生林や森のことが学べる場所のシンボルとして定着させ、各所プログラムを定期開催し、原生林や森のことを学ぶガイドツアーや体験ワークショップを月数回以上開催するよう計画していきたいと考えています。また、上下流の学校との連携も視野に入れ、小中学校の校外学習を実施することで地元の学校では郷土愛を育み、下流域の学校では設楽ダムを含め山や水のことを学ぶ場となればと考えておるところでございます。

最後に、「防災・安全」につきましては、非常時、地域の防災拠点となるようインフラの自立化を目指し、停電時でも最低限の情報発信や照明、通信が維持できるよう、太陽光発電装置と蓄電池を配備し自主電源の確保を

行います。また、井戸を掘り、ろ過装置や給水タンクを配備することで飲料水の確保をし、有事の際の地域防災に役立てればと考えておるところでございます以上でございます。

- 4 七原 地域の魅力発信、それから顧客満足度と地域経済活性化の向上、災害時の防災拠点という施設の目的、そしてそのためのですね、三つの目標について確認をさせていただきました。

で、ただいまの答弁のなかでですね、上下流の学校との連携も視野にこれ小中学校の校外学習を実施するということなんですが、令和 10 年春にオープンするとなりますと、少なくとも来年度には関連する市町や学校に対して、施設やプログラムの案内、これを開始しなければならないと思いますが、その点の準備っていうのは進んでいるのでしょうか。

産業課長 では、お答えいたします。現状ではですね、この事業に関して具体的な準備が進んでいないところでございます。ですが、ビジターセンターを含むきららの森全体の運営方法と方向性、また具体的運営内容をまずは確立させることが重要であると考えておるところでございます。目標達成に向けた計画が策定され段階で、その早い段階で関係各所には御案内させていただければと考えているところです。

今年度につきましては、施設の運営等を協議するなかで、事業についても合せて検討していきたいと考えております。以上です。

- 4 七原 えっとですね、このビジターセンターの立地条件ですね、建設地というところで、立地条件を考えますと西三河地域、特に豊田市の小中学校とも連携を取るべきなんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのような考えというのはありませんでしょうか。

産業課長 お答えします。七原議員の御指摘のとおりですね、西三河地域、特に豊田市になるんですけども、の小中学校や教育機関との連携を強化すべきであるという考え方は、町も持っておるところでございます。国有林野を購入するか否を検討する段階から、立地条件を念頭においたうえで購入の検討をいたしておりまして、きららの森が位置する裏谷地区は、県道 33 号線瀬戸設楽線を介して豊田市、旧稲武町や旧足助町などと隣接しておりまして、西三河からのアクセスが良好な立地であると考えられます。

今後につきましては、運営方法や方針、また事業内容等、検討していく段階で、豊田市の小中学校の校外学習等に活用してもらえよう、関係機関、たとえば教育委員会等との連携を密にして協議してまいりたいと考えております。以上です。

- 4 七原 日本を代表する工業都市の一つである豊田市、それときららの森ですね、この組合わせっていうのは、子供たちにとって素晴らしい教材になる

んじゃないかなというふうに思っております。豊田市との繋がりを深めるという面からもですね、ぜひとも実現していただきたいと思っております。

それでは３点目の質問です。ビジターセンターのライフサイクルコストはどの程度のものと見込んでいますでしょうか。最初の答弁にもありましたが、諸物価の高騰もあり先行きの見通しが立てにくい時期であることは承知しておりますが、公金を投入する以上、想定はしておくべき事柄と考えますのでお答え願います。

産業課長 では、三つ目の質問に対して回答させていただきます。ビジターセンターのライフサイクルコスト、いわゆる LCC は建築から解体までの総費用のことでございますけれども、建物の規模や木造、RC 造等の構造、展示設備の規模によって大きく変動いたしますが、現在は、それを考慮した設計提案を募集している最中でございます。

建築資材においては、物価高騰や世界情勢の悪化等によりまして、入荷されにくい状況となっており、建築工事費も非常に流動的で把握しにくい状態となっております。

こうした状況下ではございますけれども、あくまで概算でございますが、ライフサイクルコストを算出いたしますと、建築工事費や外構工事、各種設備も含め、今回のプロポーザル募集要項に掲載した予算約２億円とした場合、ライフサイクルコストは、一般的に建築工事費の約３倍かかると言われておりまして、単純に約６億円が必要になると、こう計算がされます。この内訳につきましては、耐用年数を５０年間と仮定した場合ですけれども、当初建築工事費、建築費ですとか設計費、建築工事費等の費用ですが、こちらの占める割合が全体の約２０～２５％相当となりまして、１億５０００万円、光熱水費や清掃、修繕費等の運営・維持管理費が全体の約７０～７５％となる４億２０００万円、さらに解体や廃棄物処理に要する経費、解体・処分費は全体の約５～１０％にあたる３０００万円と算出されます。以上でございます。

４七原 施設を５０年使うと想定して現在の価値で概算で総額約６億円がかかることを確認させていただきました。この施設ですね、以前全協で説明を受けたんですが、小屋組みを含む上部構造を木造とするっていうことになっておりました。こういった点からですね、特に雨漏りに対する予防的な修繕というのが長寿命化のカギになってまいります。先程ですね、「太陽光発電と蓄電池を配備し自主電源の確保を行う」という答弁がありましたが、この二つですね、も含めて、外壁の修繕、屋根の修繕というふうですね、定期的にまとまった金額が必要になってまいります。これらはですね、前もってスケジューリングというのをしておくのでしょうか。

産業課長 七原議員のおっしゃるとおりですね、スケジューリングしておくべ

き事項であることは認識しておるところでございます。今後策定予定となりますが、ビジターセンター個別施設計画の中でも、この点にふれまして、記載し、維持管理を計画的かつ適正に行えるよう、対応していきたいと考えておるところでございます。

その際には、実施設計・施工の事業者が決定した後に、耐用年数や修繕時のコストなど協議、検討し計画へ反映してまいりたいと考えております。以上であります。

4 七原 今回造られるビジターセンターですね、先ほど答弁でいただいている複数の目的というのがあるんですけども、基本的にはお客様に来ていただく施設、こういうものですから、常に清潔に維持、管理し続ける必要がありますと思います。できればですね、修繕積立金とか、解体費の積立金だとか、そういうことまでできればいいんですけども、そのへんはなかなかうまくいかないかなということも十分承知しておるわけですが、こういった施設がですね、いったん完成すると施設がなくなるまでずっとお金がかかり続けるわけですね。うん。で、そこを計画しておかないと、よくこの機会でお話が出る時がありますけども、したら保健福祉センターみたいに出たところ勝負で修繕予定を立てても予算がないということになっちゃって、なかなか修繕ができないという事態にも陥りかねませんので、そういった維持修繕というのは常にお金がかかる。いつ頃こういうお金がかかるということを常に頭に入れてですね、より良い施設というのですかね、施設を有意義に使っていただくようにしていただきたいと、このように思います。この質問のですね、このビジターセンターに関する質問の最後にですね、これからいよいよ施設の建設に入りますので、町長のですね、この施設に対する気持ちというかですね、そういったものをちょっと述べていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょう。

町長 議員、御指摘のとおり、以前の議員の質問のなかで、維持管理費のことを問われというところがあって、一度原点に立ち返ってというところで、時間を少しかけて調査をさせていただきました。これ、昨年だったか、一昨年だったか、議員の方の質問のなかで、やめたらどうだというお話をいただきました。いただきましたが、ここにも書いてあるとおり水源地地域整備計画、ダム の条件の中に位置づけられておるものでありますので、やめるという選択肢がないとは思っておりませんが、やめるには一定程度の手順を踏んだうえで、ちゃんとこれを計画された方の御理解をいただくことが必要だと思っております。で、そういうなかで、できるだけ維持管理費を後の世代に残さないようにという観点をもってやってきたつもりです。で、民間事業者の方のところも行っていたと思います。調査のなか

で、民間でこう維持管理を運営をしていただける方という観点でやっていただいたのですが、この施設だけでは無理だということだそうです。で、これから公園なりいろいろのものができてくるわけです。それを合わせてどうだということにはなるんですが、今の時点で、ここのだけで民間がやりくりするということは不可能ということでもありますので、それじゃあそのなかでいかにして維持管理を後の世代に負担を強いないようにということとということで、この計画を出させていただきましたので、今の時点で考え得る一番の後の世代に負担を強いない形にはなっているというふうには思っております。ですが、これからこういったものがたくさん出てまいります。いよいよダム completion がみえておりますので、例えば公園であったり3公園であったり、いろんなものがこれから出てくるわけですが、それにおいてもですね、後の世代になるべく負担を強いることのない形というのを模索しておるところでありますので、そういうなかで、ぜひ成功事例にしていきたいなという思いがありますので、一生懸命取り組んでいきたいなと思っております。

先ほどもちょっと補足でさせていただきますが、この施設、学校教育に使いたいという思いはあります。ありますが、現時点では、例えば、そこを訪れるだけならいいんですが、宿泊となると、豊川のきららのところを使わないとできませんので、これ豊川の施設でありますので、勝手に私どもがこれを使うというわけにはまいりませんので、そこは、ここが豊川の施設である以上は協議が必要ということだけ御認識いただきたいというふうに思います。

4 七原 大変ですね、前向きな気持ちを述べていただきまして、ありがとうございました。ぜひですね、うまくいくように応援しておりますので、素晴らしい施設になればいいなと思っております。

それでは二つ目の質問に移ります。生成 AI クロード・ミュトスに関するニュースが話題になっております。ミュトスはコンピュータープログラム等の脆弱性を見つける性能に優れているとされており、人間の専門家レベルのサイバー攻撃を自律的に実行可能とする分析結果も公表されております。また、ミュトスを開発したアンソロピック社のダリオ・アモデイ CEO は5月5日の同社の金融業界向けイベントにおいて中国のAIモデルは6～12か月程度遅れているとの見方を示し、対策の必要性を説いております。

設楽町にも預金口座を含めた個人情報保管されていると思いますが、今後どのように対応していくのかお答え願います。

総務課長 初めに、当町におけるネットワークの構成の現状について説明させていただきます。当町は、3層分離といわれるマイナンバー系接続、Lg-wan

接続系、インターネット系をそれぞれ分離しておりますαモデルを採用しているため、直接攻撃を受けることは少ないと考えておりますけれども、今回、議員が言われるように、生成 AI によるサイバー攻撃も想定した対応が今後必要となると考えております。

それでは生成 AI のリスクとその対応について、御説明をさせていただきます。ここでは生成 AI により作成された悪意のあるプログラムをマルウェアという言葉で置き換えさせていただきますが、生成 AI の浸透によって懸念されていることは、これまで高度な知識を持った技術者が必要であったマルウェア作成が生成 AI により簡単に作成できてしまうことであり、攻撃者が増加するというものです。さらに議員指摘のとおり生成 AI により脆弱性を探し、その脆弱性に合わせたマルウェア作成が簡単に行われ、自動的な攻撃も攻撃者はなんらかの手段を用いてマルウェアを感染させようとしてきます。

そして、もっとも恐れるところは、脆弱性をつく攻撃コードの作成スピードが速いこと、さらに生成 AI によりフィッシングサイト等が簡易に作成されることだと考えております。特に修正パッチが間に合わない可能性があるゼロデイ攻撃や、本物のサイトと酷似したフィッシングサイトによる詐欺を考慮するとセキュリティ被害がでる場合のトリガーは人的要素が大きいと考えています。

町の人的対策は、情報リテラシー研修を実施したほか、新規採用職員研修などを通じてセキュリティ教育を行い対応しております。あわせて令和 4 年 6 月 19 日に地方自治法が改正され、サイバーセキュリティに関するものとして第 11 章として情報システムが追加されたことに伴い、地方自治体として求められている「資産管理」、「リスクアセスメント」、「脆弱性管理」、「アカウント管理・認証・アクセス制御」、「バックアップの確保、監視・分析」、「事業継続計画の策定」、「インシデントへの対応及び復旧」、「組織の壁を越えたサプライチェーン・リスクへの対応」について対応状況のほう御説明をさせていただきます。

まず「資産管理」につきましては、専用ソフトにより外部記憶端末に対する制御を、リスクアセスメントに関しては「機密性」「完全性」「可用性」「脅威」と「脆弱性」を用い情報資産に対しランク付けを行った上で対応をしていくところですが、当町では簿冊を作成する際に保管場所、特定個人情報の有無、個人情報の有無を明記することにより対応していくものとしています。

続いて脆弱性への対応ですが、こちらは地方公共団体情報システム機構の修正パッチを適宜、適用していきます。

セキュリティ対策については、預金口座を含めた個人情報が保管されておりますので、より安全なネットワークの環境整備に努めてまいります。説明は以上です。

- 4 七原 設楽町のネットワークに関しては3層分離方式なので、ネットワーク攻撃には比較的強いんじゃないかという点。それからですね、この件の人的対策としまして、情報リテラシー研修の実施ですね。それと新規採用職員研修などを通じセキュリティ教育をおこなっていること。脆弱性への対応として、地方公共団体情報システム機構の修正パッチを適宜、適用していく。その点、確認させていただきました。

で、このAIに関するお話ですと、政府がですね、現在、各省庁及びメガバンク等がミュトスを活用できるようっていう調整を進めているところであるわけですが、現状でですね、きょう現在、国や県からですね、このサイバーセキュリティに関し新たに何か指示等がありましたでしょうか。

総務課長 国や県からサイバーセキュリティに関して何らかの指示等はあるのかということについてお答えさせていただきます。AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化実施について、総務省の国家サイバー統括室から通知が出ております。要約いたしますと3点あります。

1点目ですが、経営層がリーダーシップをとりリスク対応の実施方針の検討、予算や人材の確保・割当、実施状況の確認や問題の把握・対応等のサイバーセキュリティ対策の実施を求めています。

二つ目として担当者の研修となりますが、国立研究開発法人情報通信研究機構による実践的なサイバー防御演習の受講があります。昨年度、担当者が受講しており、今年度も1名受講予定であります。

最後、3点目ですが、これは国からの情報提供となりますが、総務省が地方公共団体が利用可能な脆弱性診断システムを一括で構築し、令和9年度中に本格運用することとされています。いずれにしても、サイバーセキュリティ対策につきましては、初動が大切だと考えております。攻撃者は小さな隙間から徐々に侵食してまいります。些細な違和感を放置せず、対応していくことが重要だと考えております。以上です。

- 4 七原 総務省国家サイバー統括室から通知3点出ているということについて確認させていただきました。ここにきてAIにまつわるさまざまなことが、まさに日進月歩という感じで変化し続けております。今の答弁を聞いていてもますます事の専門性というものを痛感してしまいました。

でですね、最後にいつも町長にいろいろお聞きしているんで、通告書にも書きました。たまには副町長の意見も聞いてみたいなということで、先ほど予告はおいたつもりですんで、ちょっとお伺いするんですけども、5

月にですね、アメリカの JP モルガン・チェースのジェイミー・ダイモン CEO ですね、この人がですね、上海での講演のあとで、記者会見のなかでですね、今後の人事採用ということについて、特定の業務分野で AI 人材をより多く採用し、銀行員の採用は少なくなると思う。こういうふう発言しております。これは金融商品というのは AI を多用するという側面のほうが大きい、そういった発言なんですけども、こういったことを聞いてますと、設楽町としてもですね、AI の専門的な知識を有した人材を採用しなければならないとか、専門的知識を有する職員を育成してですね、専門職として維持し続けなければならない、そういった時がすぐそこまできている、今の感じだとここ 1～2 年でそうなっちゃうんじゃないかというふうに思います。そうなるとですね、賃金面を含めてですね、組織内ルールっていうものの、大きな変更というのが必要になってくるんじゃないかなと思いますが、そのへんどういった認識でしょうか。

副町長 突然の御指摘でびっくりしていますが、私もこういったものについての知識とかスキルが全くない弱いほうですので、今回一般質問があったミュトスというものについても、一般質問を受けて少し勉強させてもらったところでありまして、なかなか難しい専門的なことで、職員においても担当 1 人が、このことに対応してる状態でありまして、職員全体でこうした町民の個人情報ですとか、サイバーセキュリティの対策をしていかなきゃいけないということは十分認識しておるところなんです、なかなか高度な専門的知識が必要な分野でありますので、すぐに職員に研修して、2～3 の研修したからといってすぐにスキルが上がるわけではありませんので、そういった、議員御指摘の、ではそういったスキルを持った職員を人材を採用したらどうかというところもあるんですが、なかなかまたそのへんについては、いろんな町長の人脈も使いながら、いろんなところで相談させてもらったりとか、そういう人がおれば、検討してはまいります、確かに議員おっしゃるとおり、大きなことではないかもしれませんが、そういった瀬戸際のトラブルはいろいろ今生じておりますので、対応については考えていきたいと思っております。以上です。

4 七原 大変ありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長 これで 4 番七原剛君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、2 時 35 分まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 23 分

再開 午後 2 時 35 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9 番原田直幸君の質問を許します。

9 原田 皆さんこんにちは。9 番原田直幸です。一般質問は私が最後ということとなるべく早く切り上げられたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは通告に従い、田口高校の魅力化についてと上下水道事業の整備状況についての 2 点を、一問一答方式で質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

田口高校の魅力化については、今まで私を含め多くの議員の皆さんが一般質問をしていただき、田口高校の同窓会理事長として、大変ありがたく思っていますし、またこの 6 月議会の委員会でも、清和寮と今年度から新しく学習カリキュラムとなったアウトドアの授業を見学しに行くことになっています。郡内唯一の高校である田口高校の存続、魅力化は町の活性化には欠かせないことだと、皆さんが認識していただいているからだと思っています。

また、愛知県においても、山村振興ビジョンにおける東三河森林ルネッサンスプロジェクトで、スマート林業、アウトドア、探検学習プラスキャリア教育など魅力ある学習カリキュラムを作り、より多くの生徒が田口高校に来ていただけるような努力をしていただいていますし、木工業者とのコラボによる商品開発も行っています。

一方、田口高校でも学校運営協議会を立上げ、生徒が地域イベントへのお手伝いや逆に地域の人たちが学校行事に参加するなど連携強化にも取り組んでいる状況だと理解をしています。

こうした、それぞれの立場でいろんな魅力化に対する協議等がなされているわけですが、中長期的な視線も含めた田口高校の魅力化に対する考え方を改めて 3 点ほどお聞きしたいと思います。

1 点目として、郡町村会や新城設楽地区県立高等学校あり方協議会の協議内容についてです。田口高等学校学校運営協議会の説明資料の中では、長期的な課題についての協議は、北設楽郡町村会や新城設楽地区県立高等学校あり方協議会での協議をお願いするとの説明受けてきましたが、この 2 年間どのような話合いがなされているのでしょうかをお聞きして、席を移動したいと思います。

〔原田直幸議員、質問席へ移動〕

企画ダム対策課長 それではお答えいたします。令和 6 年 7 月にですね、北設楽郡 3 町村長と愛知県教育委員会教育長との懇談がありまして、そこで意

見交換が行われております。内容といたしましては、まず一つ目が遠方から生徒確保に向けた両通学環境の整備について、あと、2番目に稼げる安全な最先端林業へのイメージの刷新と早期教育について、三つ目が、林業専攻科の設置に向けた人材インフラの構築についての、それぞれ個別に回答をいただいております、全体として外部の力をかりた、実践的なプランを、スケジュールに沿って、実行していくとの方針が示されておりました。

さらに県内の演習林を持つ三つの農林高校の連携や、集約化を見据えつつ、田口高校は特別な存在であり、しっかりと盛り上げていくとの力強い強い回答もございました。そしてその後、愛知県教育委員会高等学校教育課と定期的に連絡をとりつつ、東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける、森林林業の魅力伝道事業について進捗状況等を確認しつつ、新たな動きがあった場合は郡の町村会へ報告したりという形で行って、今おります。現段階で議題に上げて協議等を実際にしたということはありませんが、今後そういった機会のなかで、機会があればあげていきたいという話を聞いております。

- 9 原田 2点、再質問したいと思うんですけども、1点は教育長がですね、田口高校のあり方、新城設楽の高等学校のあり方協議会に参加されて、そのへんの協議の内容というのは、特に答弁がなかったように思うわけですけども、そのへんを1点確認したいのと、先ほどですね、いろんなことで寮だとかですね、スマート林業だとかそういうことで、外部の部分を合わせて、スケジュールを示すようなことを言われたんですけど、そのスケジュールというのは、どんな形が示されるているのかお知らせいただけたらと思いますけど、以上2点、再質問させてもらいます。

教育長 それでは私のほうから新城設楽地区県立高等学校あり方協議会の関係で、少しお話しさせていただきます。設置したのがですね、令和4年の6月が第1回で、令和4年2回会議ありました。5年も2回、6年が12月に1回、7年は新城有教館高校の作手校舎が報道されてたように、募集停止するということになって、そちらのほうの協議を新城地区のほうでやってた関係があったそうで、7年はこの協議会はやってません。今年度8年度からまた復活するということなんですが、設立というか、協議会の趣旨としては、新城設楽地区の県立高等学校において、地域とともに魅力ある学校づくりを共同して進めていくために、中学生の進学動向を踏まえ、地域における学校の役割等について、県教育委員会と地元自治体が協議するというのが趣旨なんです。なので、最初にどんな話から始まったかということ、各中学校から、新城設楽地区ですのので有教館と作手校舎と田口高校に

卒業生がどんな状況で入学しているかというようなことから、まずその現状も把握から始まって、次にですね、じゃあそこで、県立高校の再編の将来構想ということで、山間部、中山間部の人口減少地域で生徒が自宅から通学可能なここが限られているっていうことで、地域における高校の存在、持続可能な地域づくりで重要な役割になってるんじゃないかということで、じゃあそこで、どんな３校で、きめ細かな指導ができるだとか、地域の発展とか、若者の地域定着にどのように寄与していくかっていうのを、メンバーとしては、新城北設楽郡の全中学校の校長、それから、三つの高校の校長、それから愛知県の高等学校教育課がメンバーで、そういった、まずは現状、それから課題、その課題をどういうふうに解決していくかっていうことで、まだ個別のですね、例えば田口高校をどういうふうにしていくかっていうところまではたどり着かずに、去年はやってませんので、たぶん今年、８年度からは、個別の学校についての協議に入ってくるんじゃないかと私は思ってます。今のところそんなような状況です。

企画ダム対策課長 先ほど言った中長期的なスケジュールについてはちょっとまだ把握ちょっとこちらできてませんが、今年度につきましては、林業系のところでスマート林業という教科ですかね、そういったところでは高性能の、新しいこの機械等の林業の勉強していくっていう話と、あとは新しくアウトドア科目というものが設定されまして、年間体育の授業を１時間減らしまして、その１時間をアウトドア科目という科目に充てまして、本年度につきましては、東三河総局のなんていうんですかね、東三河振興ビジョン 2030 の重点プロジェクトの、魅力伝動事業の中の予算で、そういった講師の派遣とか、そういったものを行いまして、予算については今年だけという話で聞いておりまして、来年度以降につきましては、高校側から、愛知県教育委員会のそういった予算の中に、そういったものを、必要なものを入れていくっていう形で進めていくというような内容を聞いております。以上です。

9 原田 教育長の答弁内容、理解しました。これから、田口高校の魅力化、一生懸命頑張っていただければ、お願いしたいと思います。

ですね、２点目の質問しようと思ったら、今、企画ダムの課長がほとんど御答弁してもらったので、聞くことはないんですけども、ただですね、今度田口高校のほうからの予算を県の、直接ですね、教育委員会のほうへ依頼していくというような話なんですけども、町長、町としてですね、の考えはどういうふうな考え方なのかちょっと１回お聞きしたいと思いますけど。

町長 もともとですね、この話は私どもが魅力化は取組んでおりましたけども、

このカリキュラムであつたりというのは、私どもが要望した話ではありません。県の教育委員会さんのほうから、一代前が、今の川原副知事さんが教育長で、その前の飯田教育長さんの頃ですが、田口高校の魅力化という話の中で、私どもは林業アカデミーの設置を要望しとったわけですが、そこはなかなか難しいということで県の教育委員会さんのほうから、田口高校の魅力化についてこんなプログラムでやっていきたいというものを示しをいただいたものが始まりですので、私は県の中でしっかりとそこの、そんなお話をするタイムスケジュールをきちんと示した上で、ここに書いてあるとおりに進めてくださいというお願いはしておりますが、そのように進めていただけるものというふうに理解をしておりますし、今年も6月26日に総合要望をしますので、その中でもこの話題についてはふれてまいりますので、しっかりと要望していきたいというふうに思っております。

9 原田 私も一緒についてきますのでしっかりその点についても、同じように要望していきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

3点目です。田口高校の高等専門学校化についてです。今町長の答弁の中に入っていましたけども、愛知県はですね、昨年11月の知事会見で生産人口の減少、DX、AIの急速な進展等、将来の社会産業構造変化を見据えた成長分野で即戦力となる高度なものづくり人材の育成を図るため、愛知総合工科高等学校において、愛知県立高等専門学校の設置を2029年に目指すとなりました。一方ですね、林業人材の育成を目指す観点からですね、田口高等学校のですね、高等専門学校化したらどうかというのを、今町長の答弁にもありましたけども、県教育部局から受けたというふうに理解してるわけですけども、今ですね、今度、前教育長の川原さんが副知事になられたことでですね、高等専門化を進めるのに千載一遇のチャンスだと思うんですけども、町はどのように考えてるのかお聞きしたいと思います。

町長 川原さんからお話を聞いておるわけではありませんが、もともとですねこのお話をいただいたときは、一番先は、さっきも申し上げましたが、林業アカデミーの設置をというお話の中で進めてまいりました。その折に、私のほうから、それが無理であるのであれば、何ていうんすかね、専校化の設置をということをお願いをしました。そのときに、専校化を設置するにしても、まずもう少し魅力化をして、通っていただける学生を増やすところから始めなきゃというお話をいただいて、今に至っておりますので、そういうなかで、増えればですね、専校化の設置というものも視野の中には入っておるというふうに思っておりますので、そのへんも強く要望していきたいというふうに思っております。

9 原田 生徒が増えるっていうのは、潜在的な課題として、寮の問題があると

思います。今度ですね、委員会の中でも視察をしていただけるという話になってると思うので、そのへんも含めてですね、私たちと一緒にですね、検討していただければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

続いてですね、大きな2点目の上下水道事業の整備状況についてです。去る5月22日の議会全員協議会で、水特事業により田口第2簡易水道、長江、和市、荒尾地区の拡充がなされるということでした。整備内容を担当者に確認したところ、管路の耐震化が主だということです。これによりですね、今まで整備された田口、清嶺、名倉簡易水道とともにですね、いつもの耐震化が進められることは大変喜ばしいことだと思います。また、項目等には挙げられておりませんでしたけども、清嶺簡易水道の供給増に伴う配水地の整備等も行われると聞いております。

他方ですね、令和3年4月に終末処理場が完成し、一部供用開始がされた田口公共下水道事業の管路布設も令和8年度末には一部の区域を除いてほぼ完了が見込まれる状況だと思います。そこでですね、上下水道事業の整備状況や今後の予定を確認したいと思い、以下の項目について質問をしたいと思います。

まずですね、項目に出てなかったって言いましたですけども、清嶺簡易水道事業についてです。アとしてですね、清嶺簡易水道の供用開始時にはですね、愛厚清嶺の風、道の駅したら、ゲンキー設楽店等、大規模な施設がなかったわけですが、供用開始時との使用量とですね、現在の使用量とがどの程度差があるのかお聞きしたいと思います。

生活課長 よろしくお願ひいたします。供用開始の年間給水量の実績数値を確認できる資料が残っておらず、その当時と比較することはできませんが、愛厚清嶺の風、道の駅したら、ゲンキー設楽店等、大規模な施設ができる前の平成19年度の水道統計調査の年間給水量をもとに回答させていただきます。平成19年度の清嶺浄水場の年間給水量は、約12万6000立方メートルとなっております。対して、令和6年度の年間給水量は約21万立方メートルとなっております。給水量の差としては、年間8万4000立方メートルとなります。日に換算しますと、233立方メートル程増加していることになります。

この数字は、水質維持のための水抜きとか、現在進行している可能性がある漏水の水量も含まれております。以上です。

9 原田 お答えいただきまして、極端に言うとは倍近く供給量が増えてるということで理解をしました。でですね、その供給量が増えてることによってですね、今回水特事業においてですね、どんな整備をするのか。またその事業費はどの程度になるかをお聞きしたいと思います。

生活課長 お答えします。主に、道の駅したら周辺の土地開発とそれに伴う清崎、田内地区への給水量の安定確保や老朽化した水道施設の更新のため、配水池の更新と配水管の更新工事を計画しております。

一つは、水源地域整備事業で、電気計装・機械施設の更新、配水管の更新、配水池、田峯配水池と梨野配水池の更新を計画しております。事業費は、約 14 億 6900 万円を予定しております。

もう一つは、水源地域振興事業で、三都橋地区の配水池、栗島配水池の更新を計画しております。事業費は、約 2 億 1100 万円を予定しております。以上です。

9 原田 今ですね、お答えをいただきました。どんな整備内容なのか、理解をさせていただきます。

でですね、ウとしまして、これからですね、人口的にはですね、減っていくことが予想されとるわけですけども、これからですね、今までの中でも多少は、断水することなくですね、給水ができてるといふふうに理解をしてるわけですけども、これが改修によってですね、特にですね、聞くところによると、貯木場の跡地ですね、の活用するためにも、ぜひその改修がほしいよというような話を聞いとるわけですけども、そのへんでですね、どの程度、また、さっきのですね 21 万より増える予定をしてるのか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

生活課長 それではお答えします。旧貯木場跡地の利用につきましては、まだ明確な計画が提示されていませんが、現在の給水状況より多くの給水量が必要となると想定されます。今後、安定的に水道水を供給するには、現在の梨野配水池では、容量が不足ぎみですので、配水池の更新する際に、容量も大きくし、配水管の口径変更、鮎美橋へ水管橋を設置しバイパス化するなど、対策を計画しております。

生活課といたしましては、浄水場の浄水能力を現在必要とされている水量とのバランスを検討した結果、現状の浄水場で浄水できる水量を最大値と考え、一日最大給水量の実績値の差が、旧貯木場跡地利用に使用できる水量と想定しております。

現在の清嶺浄水場が浄水できる認可水量が、日に 638 立方メートルであり、実績値である一日最大給水量が、日 576.4 立方メートルとなっております。その差分である日 61.6 立方メートルをベースに、旧貯木場跡地の利用を検討する目安として提案しております。計算上ではありますが、月に水道水を 30 立方メートル、1 日 1 立方メートル使う家族が、約 60 世帯分まかなえる範囲内での使用を想定しております。以上です。

9 原田 細かいですね、これから利用のですね、数値を出していただきました。

ですね、企画ダムのほうでいろいろですね、跡地利用について検討されていることは理解しておるんですけども、ぼちぼちですね、そろそろその跡地について、正式に決めていかにゃあいかん時期だと思うんですけども、町長として、いつ頃までにそのへんを考えているのか、ちょっとお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

町長 これもですね、民間の利用かという面も含めて可能性の調査を今年度やります。あわせて、設楽町では、新城が一番近い地域でありますので、これから、何ていうですかね、あそこに住んで、現時点では設楽町ではかなり生活しやすい地域になりましたので、あそこに住んで、例えば新城のほうに通勤をしていただくというような場面を想定をするものですから、そのへんのニーズの調査もしようというふうに思っております。

ですので、今年度中には、一応、調査をした上で計画を立てていきたいなというふうに思っております。ただ、水はですね、今説明したとおり、普通の家だと 60 軒分ぐらい、60 世帯分ぐらいということなんですが、それ以上の利用になったときには、要するに、浄水場自体の機能をアップしないとできないということです。そこは盛り込んでおりませんので、そういう状況を見ながらということになると思います。

9 原田 はい、理解しましたんで、なるべく早い時期にですね、いい計画を立てられるようになることを期待しております。

2 点目に移ります。水道管の耐震化です。町のホームページを確認しますと導水管、送水管、配水管それぞれですね、耐震化率がですね、2022 年 3 月現在で記載されていますが、その後においても耐震化が行われていると思います。昔でいうか、各簡水ごとのですね、耐震化はどのぐらい進んでいるのか、お教えいただきたいと思います。

生活課長 ホームページでは令和 2 年 3 月末の数字で、導水管が 52.8%、送水管が 62.5%となっておりますが、記載誤りであり、正しくは 58.3%。配水管も 35.1%となっておりますが、正しくは 35.2%。全体では 38.9%となっておりますが、正しくは 38.7%の耐震化となっております。

令和 7 年度末の数値では、導水管が 59.8%、送水管が 58.3%、配水管が 40.8%、全体では 44.6%の耐震化率となりました。送水管の耐震化率が変わらないのは、送水管は元々高压に耐えられるように鋼管なども多く使用されており、すでに耐震管とカウントされているため、更新しても、更新する管種によって、更新しても耐震化率は変わらないという状況があります。

各旧簡水ごとの耐震化率については、旧田口簡水が約 80%、旧田口第 2 簡水が約 45%、旧清嶺簡水が約 75%、旧名倉簡水が約 50%、旧津具簡水が

約 15%ほどの状況となっております。以上です。

- 9 原田 今ですね、細部においてですね、答弁をいただきました。でですね、田口第 2 簡水やですね、名倉簡水の一部はですね、水特事業等を使ってですね、管渠の入替えを行っています。またですね、今度、先ほど言いましたように、田口第 2 簡易水道事業がですね、拡充されまして、長江、和市、荒尾地区について、耐震化が進んでいくというふうに思われるわけですが、一方ですね、神田、平山、小塩地区等は、拡充地域に入っていません。水特事業、小塩地区は水特事業は入ってると思うんですけども、そのへんどのようなことで、地域の選別を今されているのかお聞きしたいと思います。

生活課長 それではお答えいたします。神田、平山地区につきましては、水特事業では、設楽ダムの水源地域でないことから、今回の対象地区から除外されております。小塩地区は、清崎地区として要望してありますので、水特事業として和市、荒尾地区に続き、更新工事を進めていく計画となっております。

神田、平山地区につきましては、鋼管、ダクタイル鋳鉄管以外の塩化ビニル管、V P 管等については、耐震性がありませんので、口径の大きな管路、主要な管路から順次更新していく計画で進めていきます。以上です。

- 9 原田 今、具体的にですね、田口第 2 簡易水道についての整備の状況お聞きしたんですけども、今、先ほどですね、答弁の中で、津具地区は 15%しか進んでないよという話。でですね、それだけしか進んでないということは、地震が来たときなんかに、水道が通じないというふうな可能性が多分に出てくるわけですが、今後のですね、進め方として、町はどういう形で耐震化を進めていくつもりなのかをお聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

生活課長 それではお答えいたします。各簡易水道施設は、最後に供用開始した施設でも、28 年を経過するようになりました。旧田口簡易水道が一番古く、公共下水道工事の施工に合わせて、現在、更新工事、耐震化を進めております。旧清嶺簡水、旧名倉簡水、旧田口第 2 簡水、旧津具簡水のそれぞれの地区でも、少しずつではありますが、更新工事、耐震化を進めてきました。令和 5 年度に公営企業会計化したことをきっかけに、現在、簡易水道事業基本計画やアセットマネジメントを作成、経営戦略の改定を進めており、この成果を基に、各地区の水道施設の更新、耐震化を計画的に進めていく予定となっております。以上です。

- 9 原田 計画的に進めるっていうことは大事なことだというふうに理解してます。でですね、水特事業みたいに、決まったお金をいただける部分があれ

ばそれは進んでいくんだなと思うんですけど、それ以外の部分について町としてですね、どのようなつもりで予算の獲得等を目指していくつもりなのかちょっとお聞きしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長 毎年ですね、県のほうに要望を、簡易水道として要望を行っております。うちはですね、令和 20、かなり長い計画を立てておりますので、令和 20 何年までの計画の中で順次、地域は指定してありません。金額的なもので国県に要望しておりますので、やっておりますので、順次やっていくということになっておるといふふうに承知をしております。

9 原田 今度もですね、総合要望の中でたぶん今度入っていないと思うんですけども、ぜひそこらへんも入れてですね、要望していただけて、なるべく早くにですね、耐震化が進むようお願いをしたいなというふうに思います。

それではですね、最後の質問になります。田口の公共下水道事業についてです。私がですね令和 2 年 9 月の議会の一般質問を行ったときの答弁でですね、田口公共下水道の地区内 536 世帯にアンケートを行った結果、452 世帯から回答をいただき、83%に当たる 314 世帯から公共枵の設置を希望するとのことでありました。その後の経過はどのようなになっているのかお教えいただきたいと思います。

生活課長 お答えします。公共枵の設置につきましては、設置を希望する場合、公共枵設置確認書を提出していただき、下水道本管施工時にあわせて、順次設置しているところです。その後の経過としましては、世帯数比較ではありませんが、令和 7 年度末時点で、849 の対象箇所について、665 箇所、約 78%から公共枵設置確認書が提出されております。以上となります。

9 原田 今ですね 665 のですね、希望があるよというお話でした。実際にですね、7 年度末までに設置されて、世帯どのくらいあって、またですね、公共枵を設置した数とですね、接続された数をちょっと教えていただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

生活課長 令和 7 年度末までに公共枵、工事が完了して供用開始した公共枵を設置した世帯は、370 世帯あり、その内、実際に接続された世帯は、令和 8 年 4 月 1 日時点で 261 世帯、約 70%となっております。以上です。

9 原田 今の 260 世帯が実際、公共下水道使われてるということで理解をしました。でですね、今、この頃ですね、公会計になってからですね、このへんことは書いてないんですけども、令和 4 年度の当初予算の概要でですね、計画処理人口 1,000 人、計画戸数 435 戸となっていましたけども、その後においてですね、変更はあるのか、どうなんでしょうか。

またですね、下水道の普及率、田口地区内の下水道施設利用できる人口、

設楽町の人口について、令和7年度末 24%を目指すというふうになってるんですけど、現状はどうかを教えたいと思います。

生活課長 お答えいたします。令和7年10月にですね、事業計画の変更を行い、計画処理人口を1,000人から900人に変更しております。これは、事業計画の変更に伴い事業計画期間を令和7年度から令和14年度に延伸したことにより、将来人口の推定を見直ししたためです。計画戸数につきましては、事業計画変更時に特に定める必要がありませんでしたので、現在目標値は定めておりません。

下水道普及率については、令和8年4月1日時点で、設楽町全体で3,946人で、設置された世帯の人数が824人で、それを割りますと、4月1日時点で20.9%となります。目標値の24%に達していない理由といたしましては、令和7年度発注工事の進捗の遅れが主な原因と考えられます。以上です。

9 原田 かなりですね、繰越事業等やられてですね、管路の布設がちょっと遅れてるってことは理解しております。その点において、ちょっと目標値が下回ってることは理解しました。

続いてですね、実際ですね、個人世帯だけじゃなくてですね、会社やですね官公庁なども下水道に加入していただいているというふうに理解するんですけども、その接続状況について、どの程度進んでるのかちょっと聞きたいと思います。

生活課長 お答えします。会社や官公庁につきましては、住民と同様に周知し加入の推進を図っております。事業者、会社の接続状況につきましては、ダム建設事業に伴い、事業者の入替わりが多く、全体数を把握するのは大変困難な状況です。ただ、供用開始地区内にある古くからある地元の事業者様につきましては、ほぼ接続または接続の希望をいただいている状況です。

また、公共施設、官公庁等の公共施設の接続状況でございますが、供用開始地区内で未接続の公共施設は、設楽中学校をはじめ12施設でございますが、財政状況を考慮し、基本的には供用開始後3年を目安に計画的に接続を進めてもらっている状況です。以上です。

9 原田 ほとんどのですね、会社官公庁がですね接続をしていただけるということで、大変いいことだなというふうに理解しました。

8年度末にですね、こないだダム特の資料を見ますと、ほぼ、ほんの少したぶん用地ができない部分だというふうに理解をするんですけども、を除いてですね、管路の敷設が完了するというふうに思います。で、先ほどもですね、生活課長が言われたようにその後3年間でですね、接続の補助

金等も切れるわけですが、そのへんその後のどういうふうな形ですね、加入を促進していくつもりなのかちょっとお伺いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

生活課長 加入の案内につきましては、供用開始時に対象住民の方へ使用開始に関する資料を郵送し、周知をしております。

また、接続の補助制度として接続促進事業補助制度を設けており、その補助の一つとして、供用開始から3年以内に限り、集合桝から公共桝までの工事費を全額補助しております。そのため、未接続の方へは供用開始から3年経過する半年前に接続に関する資料を再度郵送し、加入の推進を図っております。

今後につきましても、加入状況を確認しながら適宜周知していきたいと考えております。以上です。

9 原田 一生懸命加入促進を行っていただきたいというふうに思います。

先ほどのですね、答弁の中でですね、849 世帯に出して 665 世帯、希望するよというお話だったというふうに理解してます。

最後にですね町長もうちょっとですね、頑張ってたっくさん加入していただきたいというふうに理解するわけです。そのへんの決意だけ聞いて一般質問を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 当初の目標に向かってしっかりとやっていきたいと思います。

9 原田 はい、ぜひ頑張っていたきたいと思います。以上で終わります。

議長 これで9 番原田直幸君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問は終了しました。

議長 次に、日程第6 承認第2 号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、承認第2 号「専決処分の承認について」、設楽町税条例等の一部改正についてを説明しますので、資料の33 ページを御覧ください。

承認第2 号の専決処分の承認につきましては地方自治法第179 条第1 項の規定に基づき、35 ページの専決処分書のとおり、専決処分を行いましたので、同条第3 項の規定に基づいて議会へ報告し承認を求めるものであります。

本件につきましては、令和8 年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和7 年12 月26 日に閣議決定、令和8 年3 月31 日に参議院で可決され、一部を除き、原則として本年4 月1 日から施行されることになりました。これに伴い、町の税条例においても必要な改正が必要とな

ったため、本年３月３１日に専決処分をさせていただいたものであります。

今回の現下の経済情勢等を踏まえた、改正概要は、資料の８３ページから８６ページの資料に記載させていただいておりますけれども、主な点につきましては、個人住民税では、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しを行う改定。固定資産税では固定資産税の減税、免税点の改正、それから軽自動車税では環境性能割の廃止に伴う改正、その他として引用条項のずれに伴う改正などであります。国は物価上昇への対応等の観点から、税負担の軽減措置など、整理合理化等を行うことを目指して、今回の税制改正が取りまとめられたというものであります。

なお今回の税条例における改正概要の詳細につきましては、財政課長のほうから説明をさせていただきます。

財政課長 では詳細について財政課のほうから説明させていただきます。

今回の改正は、改正条文の数がかなり多くなっております。説明の仕方としましては、データのほうでパソコンで見れるようにさせていただいておりますが、御手元にお配りしたこれもデータにあるものですが、税条例の一部改正の概要という項目に沿って、内容を説明させていただきますので必要に応じて、データ上の新旧対照表を照合して、見ていただければと思っております。

なお説明に当たりまして、税の扱いに変更のないもの、法令の条項番号の変更に応じて条例番号が変わるもの、また、条例条項の削除になるものについては説明を略させていただきますので、御承知おきください。

内容としましては、今、副町長のほうからありましたが、大きく分類して軽自動車税、固定資産税、個人住民税の三つの項目になります。

では説明に入ります。

まず一つ目、軽自動車税関係から説明させていただきます。関係条文が最も多い内容になります。御手元の一部改正の概要の表の上段左側の条例という項目と、条文右側の改正の概要という項目の中に、軽自動車税、または、環境性能割とか種別割という表現が出てくるものがこれに該当します。一部改正の概要では、８３ページから８５ページの多数の項目にわたっております。

では内容に入りますが、内容としましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正でございます。アメリカの関税措置が日本の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時の負担軽減手続簡素化を図るため、環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税というものにしますものであります。これが軽自動車税関係になります。

二つ目でございます。固定資産税関係です。一部改正の概要の 83 ページ、63 条、固定資産税の免税点という項目でございます。新旧対照表ですと 55 ページになります。内容としましては、物価上昇等の状況を踏まえ、家屋に係る免税点を 20 万円から 30 万円に、償却資産については 150 万円から 180 万円に見直すものでございます。

続いて、大きな項目の三つ目が、個人住民税になります。これ項目、内訳の項目が多くなります。個人住民税関係の改正は主に八つの項目になります。

まず一つ目から説明しますが、一部改正の概要の 83 ページ 33 条、所得割の課税標準というところでございます。新旧対照表の 49 ページです。内容としましては、上場株式等の配当課税に係る特定配当等の取扱いの見直しになります。原則として、上場株式等の配当等に係る個人住民税の課税については、配当割として、配当等の支払い時に特別徴収が行われています。一方で納税義務者が同族会社と合計して一定の割合以上保有している株主が受け取る配当は、特別徴収の対象とされておりましたが、この取扱いを統合し、特別徴収が行われる等の改正が行われるという内容でございます。

二つ目でございます。一部改正の概要の 83 ページ、34 条の 7、寄附金税額控除でございます。新旧対照表の 49 ページ、このほか一部改正の概要ですと 84 ページの附則、第 7 条の 4、85 ページ、附則第 9 条の 2 が該当してございます。内容としましては、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う寄附金控除の算出方法の改正になります。所得税と住民税で調整して寄附金控除算出する過程では、所得税及び復興特別所得税を加味して計算しておりますが、令和 8 年度の税制改正により、防衛特別所得税の 1 % が新設され、また同時に、復興特別所得税が 1 % 引下げられ、課税期間が延長、10 年間延長されるんですが、されることに伴い、所要の改正を行う内容になります。

三つ目でございます。一部改正の概要の 83 ページ 36 条の 2、町民税の申告、36 条 3 の 2、3 の 3、扶養親族等の申告書でございます。内容は、新旧対照表 50 から 52 ページです。内容は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正になります。所得税において、扶養親族申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において、扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲を拡大するものでございます。

続きまして、四つ目でございます。一部改正の概要 84 ページ、附則第 6 条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例という

ものでございます。新旧対照表は 61 ページです。内容としましては、特定医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例。利用されてる方もあるかもしれませんが、いわゆるセルフメディケーションの税制について、その適用期限を延長するという内容になってございます。表現としましては条例上は、平成 30 年度から令和 9 年度までとあったのを、平成 30 年度以後に変更しております。

五つ目、一部改正の概要の 84 ページ、附則第 7 条の 3、町民税の住宅借入金等特別控除でございます。新旧対照表 63 ページです。内容は、所得税において、令和 8 年から 12 年までに居住の用に供したものについても、住宅借入金特別控除が適用されることに伴い、個人住民税において所得税で控除できない額を控除する措置の適用期限を令和 20 年度から令和 25 年度まで、5 年延長する内容になってございます。

六つ目、一部改正の概要 85 ページ、附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、新旧対照表 64 ページです。内容は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について適用期限を令和 9 年度から令和 12 年度まで、3 年延長するものでございます。

七つ目、一部改正の概要 86 ページ、附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例、新旧対照表は 75 ページになります。内容は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を令和 8 年度から令和 11 年度まで、3 年延長するものでございます。また、あわせて譲渡した土地等がその譲渡時において、地すべり防止区域等内に存する場合は、この優良住宅地等のための譲渡等には該当させないというものになるものでございます。

八つ目、最後でございます。一部改正の概要の 86 ページ、附則第 19 条の 3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人住民税の特例でございます。新旧対照表の 78 ページ、これ法規定の新設に合わせて条文の新設になります。内容としましては、暗号資産取引のうち、投資家保護等に向けた法整備を背景としまして、金融庁に登録されている特定暗号資産の取引による所得の課税方式については、これまでの総合課税から他の所得と合算せずに申告分離課税に変更されるというものになります。また、所得税の納付義務者が特定暗号資産を譲渡した場合には、当該暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して 3 % の町民税の所得割を課することになるものでございます。

内容としては以上の改正になっております。

なお、施行期日等につきましては、資料 44 ページの附則施行期日に書い

てあるとおりでございます。説明としては以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 2点ほど、まず質問します。

環境性能割の廃止なんですけども、要するに、燃焼効率のいい乗用車買った場合には、減税っちゃうか、されとったと思うんですけども、それがなくなってしまうと。なくす理由は今、財政課長言われたとおりですけど、そうすると逆にですね、地球温暖化防止対策としては後退していくんではないかと思うんですが、その点の見解はどうでしょうか。

もう一つは、軽油取引税の当分の間、税率廃止。それから環境性能割の廃止、今言っとった環境性能割の廃止、二つはですね、町にとっては減収になるかと思うんですが、その補填は考えられるのか。国のほうでですね、対応してくれるのか。2点まず質問します。

財政課長 環境性能割の廃止につきましては、国のあれですかね、自動車産業の活性化というところで理解しております。また、そういうところで理解するものでございます。で、財源的な、町税の減収でございますが、令和8年度当初予算もそのように組立てておるんですが、軽自動車税の税収は当然、その分減収しますと、一方で、地方特例交付金で国の地方財政措置として補填される予算を、減収見込み分を計上してございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

9 原田 ちょっと確認なんですけどね。先ほどですね、土砂災害特別地域等ですね、に指定されてる区域は、を譲渡した場合は、免税の対象にならないというふうなことをたしか言われたように理解しておるんですけども、あれ、地域指定は、エリアだと思うんですけども、地番をどうやって判定するのかを確認をしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

財政課長 賦課をするときの地図データをもとに、判定区分が対象エリアは判定できると思いますので、それによって判定するところかと思いますが。

9 原田 ちょっとわかんないんでもう1個、もう一つ教えてください。ということはその部分は宅地を安く評価されるべきところだという理解するんですけど、それって、そういう形で評価されてるのかどうかちょっと確認したいのですが、いかがでしょうか。

出納室長 土砂災害区域、あと特別警戒区域と、土砂災害、いわゆる赤い、レッドとイエローという地区ですね。それについては、固定資産税のですね、減点補正というものをしております。これ県の砂防課のほうからデータを申請して、拝借しまして、それに基づいて実施をいたしました。以上です。

ちなみにこの筆につきましてはですね、財政課の地図データで見ること

ができます。以上です。

8 田中 附則 10 条の 2、わがまち特例というものが言われておるんですが、この概要について教えてください。

財政課長 ちょっとこれは内容的には変更がないものでございますと。で、いくつか該当する内容について、割合を各自治体で定めておりますが、基本的に例示として示されておるので、その内容の通りに沿って、割合を定めておるものでございます。設楽町としては、おそらく再生エネルギー関係のことに関わるような内容の条例になっておると思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第 2 号の採決をします。採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

承認第 2 号は、承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 7、報告第 2 号「令和 7 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、日程第 9、報告第 4 号「令和 7 年度設楽町下水道事業会計予算繰越計算書について」までを一括して議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

副町長 それでは、報告第 2 号「令和 7 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、報告第 4 号「設楽町下水道事業会計予算繰越計算書について」までの 3 件を一括で説明させていただきます。

令和 7 年度一般会計補正予算に計上した繰越明許費につきましては、資料の 89 ページの繰越明許費繰越計算書のとおり、一部の事業を除き、翌年度へ繰越しをしましたので、一般会計繰越明許費繰越計算書についてを、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、議会へ報告するものがあります。

また簡易水道と下水道の二つの事業会計の簡易水道及び下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定によ

り議会へ報告するものであります。

最初に報告第2号「令和7年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を説明しますので、89ページを御覧ください。この計算書最上段の非常用発電装置、失礼しました。一番上の、失礼しました。1番目の住民基本台帳ネットワークシステム振り仮名法改正対応改修108万9000円は、令和8年5月26日以降に戸籍に職権記載された氏名の振り仮名を国民の利便性向上の観点から、早期に記録システムに取り組む業務を進めるため、国からの通知では、令和7年度中の補正予算対応で、令和8年度に繰越し執行する旨の指示を受けて、繰越しておりますが、現在のところ6月末の完了予定で進めております。

2番目の戸籍附票システム改修184万8000円につきましては、令和9年度中に、国外転出者向けのマイナンバーカードに、旧字及びその振り仮名の記載が開始されるため、必要な戸籍附票システムの改修を進めるにあたり、上記同様に国からの指示を受け、繰越しておりますけれども、年度末完了の予定で進めております。

3番目の生活支援給付金支給事業8528万2000円につきましては、国の物価高騰対応重点支援交付金を受け、町民一人当たり2万円の支給を交付するものですが、既存の給付金システム改修に時間を要し、年度内の事業完了が困難なため繰越しを行いましたけれども、一般通信費を除く翌年度繰越額8494万3000円は、7月末の完了予定で進めております。

4番目の物価高子育て応援手当支給事業38万3000円につきましては、令和8年3月に出生した幼児や、令和8年3月に申請のあった公務員等の支給申請分について、国のルールで令和8年度分として算出されるため繰越しを行いました、5月末の完了しております。

5番目の簡易水道事業会計繰出金8691万2000円につきましては、簡易水道事業会計の配水管布設工事と、導水管移設工事等、建設改良工事の配水及び給水施設費に繰越しが生じたため、一般会計繰出金についてもあわせて繰越しを行うものですが、年度末の完了予定で進めております。

6番目の新基本計画実装・農業構造転換支援事業7020万2000円は、JA愛知東農協ではライスセンターの集約を図るため津具ライスセンターをやめて国庫補助、県費補助、そして町の補助を受けて、名倉ライスセンターに集約いたします。補助事業の内容は、名倉ライスセンターの乾燥機器類の更新、屋根の改修、津具ライスセンターの乾燥機器類の撤去を2か年で行いますが、工事は1年ごとに分けて行います。1年目の国庫補助予算が令和7年度予算対応で進めており、令和8年3月で交付決定となり、翌年度に繰越して行ったものですが、年度末の完了予定で進めております。

7 番目の下水道事業会計繰出金、農業集落排水事業 2040 万は、下水道事業会計のうち、農業集落排水事業の管路施設機器、中継ポンプ工事など、管渠建設改良費に関係する事業に繰越しが生じたため、一般会計繰出金についてもあわせて繰越しを行ったものですが、8 月末の完了予定で現在進めております。

8 番目のプレミアム付商品券事業 3429 万円は、物価高騰の影響を受けた生活者を支援する経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した 3 割のプレミアム付商品券の事業を実施するものですが、令和 9 年 1 月末の完了予定であります。

9 番目の町道の改良工事、町道小西井戸入線 944 万 7000 円は、道路改良区間内の排水等について、民地内の暗渠排水管の移設工事を行うものですが、地権者との調整に時間を要し、発注が遅れたことにより、年度内完了が困難となったため、繰越しておるものですが、6 月末の完了予定で進めております。

10 番目の公共下水道接続工事谷下団地 2200 万は、本工事施工中は谷下団地住民の駐車場が浄化槽撤去工事などにより使用できないため、仮の駐車場を用意する必要があり、仮駐車場確保にあたり地権者との調整に時間を要して発注が遅れ年度内完了が困難となっておりますけれども、6 月末の完了で進めております。

11 番目の下水道事業会計繰出金 2 億 7998 万 4000 円は、公共下水道事業の管渠布設工事、舗装復旧工事、マンホールポンプ設置工事及び積算資料作成業務委託など、管渠建設改良費に関係する事業に繰越しが生じたため、一般会計繰出金についてもあわせて繰越しを行うものですが、年度末完了の予定で進めております。

ただいま、それぞれの繰越明許費の繰越計算書の理由を説明させていただきましたが、さまざまな要因によってやむなく繰越しを行わなければならない事業ばかりです。完了は本年度となりますが、適正に執行してまいりますので、どうか御理解いただきたいと思います。

続いて報告第 3 号「令和 7 年度設楽町簡易水道事業会計予算繰越計算書について」を説明しますので、92 ページを御覧ください。92 ページに記載の繰越額の簡易水道事業の各事業は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、建設改良費の繰越しを行い、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

上段の原水及び浄水施設費は設楽ダム建設工事に伴い、林道境川線沿いの田口簡易水道の導水管が水没のためルートを変更し、更新布設工事を行う工事であります。施工箇所は資料の 94 ページの参照していただき、繰越

理由につきましては、資料の右端の説明欄を御覧いただきたいと思います。今年度への繰越額は9603万円であります。なお今年度に入り、すでに工事は先月完了しております。

下段の配水及び給水施設費は、配水管布設工事ですが3か所の工事を行う工事であります。施工箇所は資料の93ページの資料を御参照していただき、繰越理由につきましては、資料右端の説明欄を御覧いただき、今年度の繰越額は1億5957万4000円であります。そして工事完了は年度末の完了予定で進めております。

最後に報告第4号「令和7年度設楽町下水道事業会計予算繰越計算書について」を説明しますので、95ページを御覧ください。96ページに記載の繰越額の特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の各事業は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の繰越しを行い、同条第3項の規定により報告するものであります。

上段の特定環境保全公共下水道事業、管渠建設改良費は5か所の工事と1本の委託を行うものであります。施工箇所は資料の97ページの資料を参照していただき、また、繰越理由につきましては資料の右端の説明欄を御覧いただきたいと思います。本年度への繰越額は総額で5億180万であります。各工事の完了については全て、年内完了の予定で進めております。

下段の農業集落排水事業、処理場建設改良費は、名倉地区の中継ポンプの更新、マンホール修繕を繰越して工事を進めているものでありますが、施工箇所は、資料の98ページを参照していただき、繰越理由につきましても資料の右端の説明欄を御覧いただきたいと思います。今年度への繰越額は1億2974万9600円であります。工事完了は9月末の完了を目指して今進めております。

一般会計繰越明許費繰越計算書同様に、二つの事業会計繰越計算書についても、完了は令和8年度となりますが、適正に執行してまいりますので、御理解いただきたいと思います。説明は以上です。

議長 趣旨説明は終わりました。

質疑は1件ごとに行います。

報告第2号「令和7年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 プレミアム券ですけれども、今年の11月30日までに使用してもらって、あとなんていうか使ったところの業者の人が、集計してお金にかえるということで、11月以降そういう事務が続くと思うんですけども、それが平成9年の言われた3月まで。

(「1月までです」の声あり)

1月まで続くという、期間的にはその程度かかるでしょうか。

副町長 今回商品券は少し早く発注させてもらったので、商品券の交換の期限は11月末ですけれども、これを委託している商工会との契約期間が1月になっておりますので、そこまでが事業期間ということで御理解いただきたいと思います。

8田中 どんな事務が行われるのでしょうか。

産業課長 プレミアム商品券を使った枚数とか、その集計等の事務が必要となります。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号は終わりました。

議長 次に、報告第3号「令和7年度設楽町簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

8田中 説明欄にある不測の事態というのは、不測の日数というのはどういったことでしょうか。

生活課長 国の公共補償の工事となりますので、設計書を一回作ったら、国の機関に一回その設計書を審査してもらう必要があります、この審査に数か月かかるということで、それがいつもよりもちょっと延びてしまったということです。以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号は終わりました。

議長 次に、報告第4号「令和7年度設楽町下水道事業特別会計予算繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号は終わりました。

議長 次に、日程第 10、報告第 5 号「設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画について」を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

副町長 それでは報告第 5 号「設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画作成について」を説明しますので、資料の 99 ページを御覧ください。

本計画は、計画策定の根拠規定である、新型インフルエンザ等対策特別措置法、特措法ですが、第 8 条市町村行動計画についての第 1 項の規定により、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成することが義務付けされているため、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 か年の新たな「設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成するものです。そして、この作成に当たり、同法第 8 条第 6 項の規定により、本日、議会に報告を行うものであります。

この設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、平時から感染症危機に対応できる体制を作ることで、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に加え、それ以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に対応できる社会を目指すための計画であります。

また、国からの通知で、市町村行動計画は、政府及び都道府県行動計画と整合性を図り、今回は、令和 8 年 7 月までに完了させることが目途とされています。

そして、計画の作成におきましては、同法第 8 条第 4 項及び第 5 項の規定では、愛知県知事に報告し、必要な助言等を受ける事ができることとなっています。

計画の詳細につきましては、したら保健福祉センター所長より説明をさせていただきます。

したら保健福祉センター所長 それではしたら保健福祉センターから、新型インフルエンザ行動計画の改定について説明いたします。

今、副町長から大まかな説明がございました行動計画につきましては、100 ページからになります。新型インフルエンザの行動計画につきましては、大きく 3 編に分けてできております。町民の生命及び健康を保護し、生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるよう平時の備えから有事の迅速かつ柔軟な対応を体系的に定めております。第 1 編が行動計画の基本事項、第 2 編が新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、第 3 編が新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組みとなっております。

計画の内容について、142 ページ、143 ページの概要版で説明をしたいと思いますので、142 ページを御覧いただきたいと思います。まず、計画策定の趣旨になります。この新型インフルザ行動計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条及び感染症法に基づき、本町における新型インフルエンザ等の発生に備え、町全体の体制を整備するために定めるものです。従来の計画は、平成 27 年に策定されたもので、今回、新型コロナウイルス感染症を通じて明らかとなった課題や、新たな科学的知見を踏まえて政府行動計画や県行動計画の全面的な見直しに伴い、国県の計画と整合性を保つ必要があることから改定するものです。

計画期間は、概ね 6 年になります。期間中であっても定期的な検討を行い、県の行動計画が変更された場合には、今回と同様に整合性を持つために改定することとなります。

2 番の計画の目的になります。町行動計画改定の目的は、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を振り返り、課題を整理したところ、平時の備え不足、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、3 番情報発信という点で課題が挙げられまして、こうした新型コロナウイルス感染症への対応の経過と課題を踏まえ、感染症危機対応にあたって、感染症拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対応ができるよう、1 番感染症危機の対応できる平時からの体制作り、2 番町民生活の地域経済活動への影響の軽減、3 番対策実施にあつての基本的な人権の尊重の三つの目標を実現する必要があるとされ、これらの目標を実現できるよう、町行動計画を全面改定します。

3 番目の改定のポイントです。一つ目は、感染拡大の対応だけではなく、研修、訓練、関係機関との連携確認、物資の事前整理など平時の備えを明確に位置付けをしております。

二つ目は、対策を機動的に切替え、実効性を持たせるようにするため、新型インフルエンザの発生段階を準備期、初動期、対応期の三段階にまとめ、段階毎に取組みを定めております。

4 番の改定前後の比較になります。対象となる疾患につきましては、「新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症」から、「新型コロナウイルス、再興型コロナウイルス感染症、病状の程度が重篤であり、かつ、全国的急速なまん延の恐れのある指定感染症、新感染症」というものが追加されました。

新型インフルエンザの発生段階につきましては、先ほどのポイントでもお伝えしたとおり、準備期、初動期、対応期の三段階になっております。

行動計画の対策項目につきましては、行動計画の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し住民の生命及び健康を確保する」「住民生活及び地域経

済に及ぼす影響が最小になるようにする」ということを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めており、それぞれの切替えのタイミングを示し関係機関においても、わかりやすく、取組みやすくするために、1番の実施体制、2番の情報提供・共有・リスクコミュニケーション、3番まん延防止、4番ワクチン、5番保健、6番物資、7番住民生活の地域経済の安定の確保の7項目となっております。

今回新たに追加された事項については、2番のところで、リスクコミュニケーションとあります。リスクコミュニケーションにつきましては、正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、地方公共団体、医療機関、業者等とのリスク情報とその見方の共有を通じて、町民が適切に判断、行動できるようにすることが大切となるため、平時から感染症危機に対する理解を深め、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションについて体制整備や、取組みを進める必要があるということです。

新たに項目された保健、物資につきましては、保健では住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要で、町は県が行う区域を超えたまん延防止の措置に対しても協力していくことになっております。物資につきましては、新型インフルエンザ等が発生した時は急速にまん延する恐れがあり物資の急激な利用が見込まれます。物資の不足による検疫、医療検査が滞り国民の生活及び健康への影響が生じることを防ぐことが必要となりますので、物資が十分に確保できるよう平時から備蓄の推進や、円滑な供給に向けた対策を取っていくことが必要となってきます。

続いて 143 ページになります。計画の構成です。計画の構成につきましては、最初に、この計画は3編から構成されているとお伝えしたところですが、各編では記載のように詳細項目に分かれて記載されております。

6番の段階的に応じた対応ということになります。これにつきまして、先ほどの改正前後の比較でもお話しましたが、今回の計画では対応を三段階に分けております。準備期は新型インフルエンザ等発生前の段階となります。初動期は、国内での発生も含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階のことを言っております。対応期は、町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応するとともに、感染が拡大し病原体の性状等に応じて対応する等の段階になります。

実際には、新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴や病原体の性状流行の状況、地域の実情等を踏まえた人権への配慮、対策の有効性、実行可能性及びその対策そのものが町民生活及び地域経済に与える

影響を総合的に勘案し、町行動計画で記載するものの中から実施すべき対策を選択します。

7 番の各対策項目の発生段階に応じた主な取組みについてです。各対策項目につきまして、準備期、初動期、対応期に分けて、主なものを記載しております。

各段階において、関係機関との連携、情報共有を行い、新型インフルエンザ等の感染症対策を行っていくようになります。説明は以上です。

議長 これで趣旨説明が終わりました。

報告第 5 号「設楽町新型インフルエンザ等対策行動計画について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第 5 号は終わりました。

議長 次に、日程第 11、議案第 41 号「設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 41 号「設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を説明しますので、145 ページを御覧ください。

設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。国、内閣府、子ども家庭庁では、令和 8 年 4 月 1 日より、こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業を創設しました。当町におきましても事業の実施にあたり、児童福祉法の規定に基づき、設楽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、昨年度 3 月定例会で説明、可決していただいております。

今回の条例制定は、先の条例にあわせて、改正後の、今度は、子ども、子育て支援法の規定に基づき、実施事業所に対して、乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は給付費の支給にあたり確認手続きを行うため、先の児童福祉法に基づく条例に加えて、子ども、子育て支援法の規定に基づき、条例を制定するものであります。

追加条例の制定にあたっては、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されていることから、この基準を踏まえて設楽町特定乳児等

通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるものであります。

なお、条例の施行期日は、公布の日からの施行でございますが、詳しいことにつきましては、町民課長より説明をさせていただきます。

町民課長 続いて、町民課長のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の条例の制定においてはですね、こども家庭庁から市町村における事務負担を考慮し、改正法施行の日である令和8年4月1日から起算して1年を経過する日までの間において、改正後の子ども子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の内閣府令で定める基準を、同条第2項の条例で定められた基準とみなすため、1年の経過措置がとられています。

ちょっとこれを整理して言いますと、つまり、今回の特定乳児等通園支援事業の運営に関しては、この特定乳児等通園支援事業というのは利用者の給付対象事業として許可を受けた事業所法人のことですね、に関しては、特定乳児等通園支援事業の運営に関しては、特定地域型保育事業の運営に関する事項の基準である設楽町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例において、現在に、おいては準用されているのですが、経過措置がとられているのが令和9年3月31日までとされているため、他の自治体の事情を見ますと、準用から条例制定に切替えておりますので、それを踏まえて、今回、設楽町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定させていただきます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第41号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 加藤 これ説明があつたかもしくは、こちらで調べればいいんですが、特定乳児等通園支援というふうに読んでいくわけですけども、ごめんなさい。特定乳児等通園支援というふうに、ずっと出てくるわけですけども、これって、特定乳児ではなくて、特定乳児等通園支援、要するに特定乳児っていうのはいったい何のことかなというのがちょっとよくわからないところで、誰でも通園制度ですので、その定義がですね、どういうふうにされてるのかなというのを、ちょっと確認しておきたいんですが。通園、ごめんなさい。説明をお願いします。そのところ。

町民課長 この、今回の特定乳児等通園支援事業ってのは、例えば、法人とかですね、今までの法令では、あくまでも町内の場合は公立しかございませんので、例えば、東栄町にもありますような認可を受けたような民間の園があると思うんですが、そういったところにも当てはめるような形で、今までは一応1年間は経過措置として、まだその条例の設置は、1年間はい

いですよと言ってたんですけども、どうしても周辺の自治体の状況見ますと、もう既に条例設置、そういった事業所にもあてはまる条例設置が進んでおりますので、今回、させていただくというところであります。

5 加藤 子ども誰でも通園制度の導入にあわせて、こういう仕組みが作られるわけなんですけれども、これって、対象の子どもというのは、設楽町には今どのぐらい見込まれているのでしょうか。

町民課長 すいません。特定乳児というふうにいうと、何かその乳児、子どもさんのイメージがあるんですが、施設というか、事業所のことを指してますので、これ、例えばこういう乳児を対象という意味ではございませんので。はい。すいません。ちょっと、どこできるんだとかにつながるのがあると思いますが。はい。

5 加藤 特定な通園制度ということですね。乳児が希望した場合であり、誰でも、子ども誰でも通園できるというシステムに変えていくという、その施設自身をとという意味でとらえればいいわけですね。

町民課長 ちょっと私の説明が回りくどくて申し訳ございません。誰でも通園制度を民間事業所、法人がやる場合のための条例ということでございますので。すいません。ちょっと私の説明が足りなくて申し訳ございませんでした。以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 41 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第 41 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 次に、日程第 12、議案第 42 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」から、日程第 13、議案第 43 号「設楽町町営バス待合所条例の一部を改正する条例について」までを一括議案といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第 42 号から議案第 43 号までについて、町営バスに関する条例 2 案を一括して説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに議案第 42 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条

例について」を説明しますので、資料の 163 ページを御覧ください。

設楽町町営バス使用料徴収条例の一部の改正につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。改正の理由につきましては、宇連長江線の運行見直しに伴い、現行の運行体系に則した内容に修正するため、条例に定める宇連長江線の三角表を削除し、関係条例の整理等を行うものであります。

なお、3 月定例会で当条例の改正を行いましたが、その時に今回の件もあせて条例改正を行うべきでしたが、気付かず、失念しておりました。申し訳ございませんでした。

続いて、議案第 43 号「設楽町町営バス待合所条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、167 ページを御覧ください。

設楽町町営バス条例の一部の改正につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。改正理由につきましては、設楽ダム建設に伴い、既存の松戸橋バス待合所は、町道も含めて水没するため、平成 30 年 5 月に松戸橋バス待合所を撤去、廃止していました。国からの補償も受けておりました。そして、今後、新待合所を設置する予定でいましたが、国から設楽ダム完成時期について、二度の延期申入れを受けるなどを含め、水没付替県道瀬戸設楽線沿いの新松戸橋バス待合所の移転先の設置時期、設置場所がはっきりしなかったため、当条例の改正を見合わせておりました。

しかし、新待合所が設置されるまでには、もうしばらく時間がかかること、また、設置場所の住所も変更されることから、今回、とりあえず、一旦、当施設については、条例の別表から削除する改正を行うものであります。

なお、今後、新たに松戸地区用の待合所の設置が決まりましたら、改めて、条例改正を行う予定であります。

詳しい詳細につきましては、生活課長より説明をさせていただきます。

生活課長 それでは「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部改正について」御説明いたします。

主な改正内容は、165 ページの新旧対照表を御覧ください。設楽町町営バス使用料徴収条例に定める宇連長江線の三角表、別表第 5 を削除し、別表第 6 の町営バス津具線の三角表を別表第 5 に改めるものです。

164 ページに戻っていただき、この条例は公布の日から施行となります。説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は 1 件ごとに行います。議案第 42 号「設楽町町営バス使用料徴収条

例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 42 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 42 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 次に、議案第 43 号「設楽町町営バス待合所条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 43 号を文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 43 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 次に、日程第 14、議案第 44 号「設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第 44 号「設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 171 ページを御覧ください。

設楽町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部の改正については、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。改正理由といたしましては、2025 年人事院勧告に基づき、一般職の勧告を基礎に、特別職にも準拠した引上げについての勧告を受け、設楽町特別職報酬等審議会へ、設楽町長等特別職の給料月額改定についてを町長より諮問し、令和 8 年 5 月 25 日に、審議会より給料月額を引上げる旨の答申の提出を受け、答申どおり引上げるため改正するものであります。

改正内容の詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきます。

総務課長 特別職の報酬審議会報酬について説明をさせていただきます。特別職報酬審議会を、この条例を出すにあたり、特別職の報酬審議会を開催しております。本来ならば、令和7年中に審議会を開催し、報酬の改定を行うところですが、開催できず今回にいたっております。

報酬審議会については9名、日時におきましては令和8年4月27日に行っております。

審議会の中では、特別職、町長、副町長、教育長の給与改定と議員報酬の改定の話をしていただきました。結果、町長、副町長、教育長の給与改定は人勸の2.8%ということで決定をいたしまして、議員報酬のほうでは改定なしということで決まっております。町長の改定ですが、68万3000円から70万2000円。プラス1万9000円。副町長につきましては、56万9000円から58万4000円の1万5000円増。教育長のほうは52万3000円から53万7000円、プラス1万4000円の月額増となっております。改定は令和8年4月1日からということで決定をしております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第44号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第44号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第44号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第15、議案第45号「令和8年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」から日程第16、議案第46号「令和8年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第45号から第46号までの一般会計及び国民健康保険特別会計の補正内容について、一括して説明させていただきます。

最初に議案第45号「令和8年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」についてを説明しますので、資料の175ページを御覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4594万9千円を追加し、予算総額を66億7266万4000円とするものであります。第2条の「地方債の補正」につきましては、資料の178ページを御覧ください。178ページの第2表を御覧ください。

一つ目の過疎対策事業債、ハード事業分は、一つ目は、県が行う広域農道の法面工事について、昨年度完了予定でありましたが、今年度に先送りした工事施行に伴い、県営事業負担金が発生するため、過疎債 370 万円の増額であります。

二つ目の町道改修、修繕事業は、町道 3 路線の道路維持修繕工事を行う必要が生じたことに伴い、過疎債を 1400 万円増額するものであります。

二つ目の緊急防災・減災事業債は、防災行政無線機器更新事業への、県の補助金「南海トラフ地震等対策事業費補助金」の交付がありましたので、起債を 1290 万円減額するものであります。

なお、地方債全体では 480 万円の増額であります。詳細については、歳入の町債のところで説明をさせていただきます。

それでは、歳出から説明しますので、今回の補正予算は、3 月定例会にお諮りした当初予算時では把握できなかった、職員の不足に伴う対応人件費や、事業費の確定に基づく更正、緊急性の高い修繕等であります。

歳出から説明しますので、188、189 ページを御覧ください。

1 款議会費 1 項 1 目議会費 13 節使用料賃借料 27 万円は、議員用タブレットのデータ容量を、今回の補正前に 1 ギガから 5 ギガへ拡張を対処する必要が生じたので、当初予算のバス借上料から流用して対応しましたので、流用した額を補正するものであります。

2 款総務費 1 項 9 目地籍調査費 12 節委託料 691 万 9000 円及び 18 節負担金補助交付金 1 万 2000 円は、現在、津具地区と名倉地区で地籍調査を進めておりますが、県内の今年度の国庫補助金に余剰金が発生したため、愛知県より調査費追加の相談を受け、追加地区調査実施を行う補正であります。また、調査事業費の増加に伴い、県国土調査推進協議会への負担金も補正するものであります。

3 款民生費 1 項 2 目障害者福祉費 12 節委託料 58 万 3000 円は、障害者福祉サービス等報酬改定対応システム改修委託を、国、障害者総合支援事業費補助金から、2 分の 1 の補助を受けて行うものであります。具体的には、就労継続支援 B 型の基本報酬区分基準の見直しにより、障害者福祉サービス等報酬改定に伴う改修と、障害者福祉サービス等報酬改定に係る障害者福祉従事者の処遇改善に伴う改修を行うための補正であります。

4 目介護保険費 1 節報酬と、8 節旅費については、現況、職員が不足しているため、町民課に会計年度任用職員を配置し、町民課所管の事務のうち、主に配食サービス等地域支援事業の補助員として、補助的職員を配置し、適正な執行に努めるための補正であります。

190 ページ、191 ページを御覧ください。

2 項 2 目保育園費 11 節役務費 23 万円及び 17 節備品購入費 7 万 8000 円は、町内 3 保育園に保護者との連絡用携帯電話を整備する補正であります。本年度より、町内の保護者の内、固定電話回線がなく、携帯電波エリアも不通エリアにお住まいの方がいます、Wi-Fi のネット環境のみあるため、携帯電話のみ連絡手段として対応できるため、既に小中学校では整備されていますので、保育園でも、今後、保護者との緊急の連絡用に活用するための整備する補正であります。

5 款農林水産費 1 項 2 目農業振興費 1 節報酬 44 万 3000 円及び 8 節旅費 4 万 7000 円は、先ほどの町民課同様に職員が不足している状況で、さらに今年度に入り、産業課で 1 名の職員が病気休養として休職しているため、会計年度任用職員を配置し、産業課所管の事務の補助員として、補助的職員を配置し、適正な執行に努めるための補正であります。

18 節負担金補助交付金 235 万円は、山間地営農等振興事業補助金について、J A 愛知東農協では、今年度新城地内で予定していた事業が年度内完了ができなくなったため、設楽町地内でのトマト選果場のコンテナ式冷蔵庫に変更し、総事業費 470 万円で整備するため、この県の 2 分の 1 の補助金を活用する補正であります。なお、この事業に対する町の補助金の上乗せはありません。

3 目農地費 18 節負担金補助交付金 375 万円は、愛知県が施工する広域農道の法面工事について、令和 7 年度完了予定でありましたが、今年度に先送りしたことに伴い、事業費の 25%を町で負担するための補正であります。

7 款土木費 2 項 1 目道路橋りょう総務費 12 節委託料 1000 万円は、トンネル長寿命化計画策定業務委託を行う補正であります。令和 7 年 12 月に、国より指針が示され、また、令和 8 年 2 月には、この詳細が示され、この中に、令和 9 年度以降の補助金要望時には、この計画策定が義務付けされていることが通知され、トンネル及び洞門整備するためには、この計画策定が必要となるため補正するものです。

192、193 ページを御覧ください。

2 目道路維持費 14 節工事請負費 1400 万円は、町道 3 路線の道路維持修繕工事を行う補正です。一つ目の路線は、町道豊邦作手線で、過年度の路肩崩落箇所起因した道路排水の改修を行うものです。二つ目の路線は、町道折元線で、応急復旧箇所の崩落が進んだため、路肩復旧などを行うものです。三つ目の路線は、町道大蔵寺弥代線で、側溝蓋の経年劣化により疲労破壊が進み、車両脱落の危険が危惧されるため改修を行うものです。いずれの路線も、早急に手当てする必要が生じたための補正であります。

8 款消防費 1 項 3 目消防施設費 10 節需用費 121 万円は、設楽町防災行政

無線移動系のうち、裏谷地区の発動型発電機の液漏れに保守で気付き、至急修繕が必要となり補正するものであります。

18 節負担金補助交付金 30 万 4000 円は、県防災行政無線運営協議会負担金について、津具総合支所分を愛知県が計上漏れをしていたため、追加補正するものであります。

なお、資料 192 ページの財源内訳に記載しました、県支出金 1290 万 2000 円は、地方債の補正のところで説明したように、防災行政無線機器更新事業への県の補助金が交付されることになりましたので、当初予算の財源としていました起債との財源更生であります。

4 目災害対策費 10 節需用費 262 万 9000 円は、一つは、田口ヘリポートの境界灯についてです。愛知県航空隊より安全に配慮するため、LED化の変更要請があり令和 7 年度で対応予定でございました。年度内の材料の調達、納入、施行が困難となったため、昨年度の執行は見送り、改めて今年度施行するため補正であります。

二つ目は、災害発生時の安否確認用の資材として、無事旗を町内全世帯に配布し、今年度の秋の防災訓練で活用するための補正であります。

9 款教育費 2 項 1 目小学校管理費 10 節需用費 93 万 4000 円は、一つは、田口小学校について、4 月の設楽中学校の校舎侵入事件を受け、田口小学校校長室に防犯設備センサーを設置するものです。

二つ目は、名倉小学校について、設楽中学校の侵入事件を受け、名倉小学校に防犯カメラを設置するものです。なお、町内小中学校で防犯カメラが名倉小学校のみ未整備のため、今回 2 か所設置するものであります。

17 節備品購入費 4 万 8000 円は、田口小学校の保健室に設置してある洗濯機が経年劣化、10 年以上しておりますので、更新するものであります。

194、195 ページを御覧ください。

4 項 6 目中学生海外等派遣事業費 12 節委託料 95 万 1000 円は、今年度 8 月 17 日から 5 日間の行程で予定しています、シンガポールへの中学生海外派遣事業実施にあたり、渡航の安全面に配慮して、引率者の人数を 4 人から 7 人に 3 名増加したことに伴う補正です。ちなみに 7 名の構成は、町教育委員会から、教育長と教育委員会職員 1 名の計 2 名。中学校からは、校長先生、3 年担任の先生が 2 名、特別支援担任が 1 名、養護教員 1 名の 5 名です。

続きまして、歳入について説明しますので、184、185 ページを御覧ください。

15 款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫負担金 1 節障害者福祉費補助金 29 万円は、歳出の民生費で説明しました障害者福祉サービス等報酬改定対応シ

システム改修委託に要する費用の財源として、国 2 分の 1 の補助を受けて実施するものであります。

16 款県支出金 2 項 1 目総務費県補助金 2 節地籍調査費補助金 474 万 4000 円は、歳出で説明したとおり、事業量の増加に伴う、国土調査事業等補助金 4 分の 3 を受けて実施するものです。

4 目農林水産業費県補助金 2 節農業振興費補助金 235 万円は、歳出で説明した、J A 愛知東農協が実施するトマトの選果場にコンテナ式冷蔵庫を整備するため、愛知県の補助金 2 分の 1 を受けて実施するものです。

6 目消防費県補助金 2 節消防施設整備費補助金 1290 万 2000 円は、地方債の補正のところで説明しましたが、防災行政無線機器更新事業への、県の補助金受けられることになりましたので、その補正であります。

19 款繰入金 2 項 2 目財政調整基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金 991 万 2000 円は、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の増額補正に伴い増額するものであります。今回の補正歳出に係る一般財源 991 万 2000 円の詳細は、資料 181、182 ページに記載してありますので御参照ください。

7 目ふるさと創生基金繰入金 1 節ふるさと創生基金繰入金 1095 万 1000 円は、歳出で説明した、トンネル長寿命化計画策定委託の財源と中学生海外等派遣委託費の財源として、当基金より充当する補正であります。

22 款町債 1 項過疎対策事業債 2 目農林水産業費 1 節農業債 370 万円は、歳出で説明した、県が行う広域農道の法面工事に伴う負担金の財源として借入れるものです。

4 目土木債 1 節路橋りょう債 1400 万円は、歳出で説明した、緊急修繕が必要な町道 3 路線の財源とするための補正です。

3 項緊急防災、減災事業債 1 目消防債 1 節消防債 1290 万円の減額は、地方債の補正で説明したとおり、防災行政無線の更新事業に県の補助金を受けられることになったことに伴う補正であります。

続いて、議案第 46 号「令和 8 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、197 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 208 万 8000 円を追加し、総額を 5 億 1695 万 3000 円とするものであります。

歳出の補正予算に関する説明書 208、209 ページを御覧ください。

2 款保険給付費 1 項 1 目一般被保険者療養費 18 節負担金補助交付金 208 万 8000 円は、町民 1 名の方の、社会保険への返還義務が生じたため、返還額と同額を交付するための補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、206、207 ページを御覧ください。

5 款県支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金 1 節普通交付金 208 万 8000 円は、歳出で説明した案件の財源は、愛知県から返還額全額の交付金を受ける補正であります。説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 45 号「令和 8 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 45 号を所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第 45 号を所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 46 号「令和 8 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 46 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第 46 号文教厚生委員会に付託します。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4 時 43 分